

平成26年第1回太子町議会定例会（第448回町議会）会議録（第1日）

平成26年2月25日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 6 議案第1号 平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）
- 7 議案第2号 平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 8 議案第3号 平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 9 議案第4号 平成25年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第5号 平成25年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 11 議案第6号 平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 12 議案第7号 平成25年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）
町長施政方針
- 13 議案第8号 町道路線の認定について
- 14 議案第9号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第10号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第11号 長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第12号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第13号 太子町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第14号 太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第15号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 21 議案第16号 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 22 議案第17号 平成26年度兵庫県太子町一般会計予算
- 23 議案第18号 平成26年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 24 議案第19号 平成26年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 25 議案第20号 平成26年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 26 議案第21号 平成26年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 27 議案第22号 平成26年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 28 議案第23号 平成26年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 29 請願第5号 T P P 交渉からの撤退を要求する請願
（経済建設常任委員会委員長報告）

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告

- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 6 議案第1号 平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）
- 7 議案第2号 平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 8 議案第3号 平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 9 議案第4号 平成25年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第5号 平成25年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 11 議案第6号 平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 12 議案第7号 平成25年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）
- 町長施政方針
- 13 議案第8号 町道路線の認定について
- 14 議案第9号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第10号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第11号 長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第12号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第13号 太子町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第14号 太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第15号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 21 議案第16号 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 22 議案第17号 平成26年度兵庫県太子町一般会計予算
- 23 議案第18号 平成26年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 24 議案第19号 平成26年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 25 議案第20号 平成26年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 26 議案第21号 平成26年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 27 議案第22号 平成26年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 28 議案第23号 平成26年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 29 請願第5号 T P P 交渉からの撤退を要求する請願
（経済建設常任委員会委員長報告）

会議に出席した議員

1 番	中 薮 清 志	2 番	堀 卓 史
3 番	藤 澤 元之介	4 番	首 藤 佳 隆
5 番	福 井 輝 昭	6 番	森 田 眞 一
7 番	平 田 孝 義	8 番	吉 田 日出夫
9 番	井 川 芳 昭	10 番	清 原 良 典
11 番	中 島 貞 次	12 番	服 部 千 秋
13 番	中 井 政 喜	14 番	佐 野 芳 彦
15 番	井 村 淳 子	16 番	橋 本 恭 子

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長 上 田 眞 也
書 記 首 藤 智 子

書 記 北 陽一郎
書 記 山 本 雅 子

説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 川 嘉 明
教 育 長 寺 田 寛 文
生活福祉部長 井 手 俊 郎
教 育 次 長 神 南 隆 司
監 査 委 員 水 野 賢 司

副 町 長 八 幡 儀 則
総 務 部 長 香 田 大 然
経 済 建 設 部 長 堂 本 正 広
財 政 課 長 堀 恭 一

議長挨拶

○議長（橋本恭子） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

寒さの中にも早春の息吹が感じられる季節となつてまいりましたが、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに平成26年第1回太子町議会定例会（第448回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことに御同慶にたえません。

今期定例会では、平成26年度本町行政の根幹となる当初予算を初め、人事案件、補正予算、条例の改正など、多数の重要案件を長期間にわたり御審議いただくことになっております。

さて、平成26年度予算編成において、国においては、デフレ脱却、経済再生と財政健全化の両立の実現を目指し、社会保障を初めとする義務的経費等を含め、聖域なく予算を抜本的に見直し、民間需要や民間のイノベーションの誘発効果が高いもの、緊急性の高いもの、規制改革と一体として講じるもの等を重視しつつ、真に必要な施策に重点化する予算編成が行われています。

本町においても、財政状況は依然として厳しく、財政改善の兆しは見えないが、安心して安全なまちづくりのために、あらゆる英知を結集し、町の発展に努めなければなりません。

議会といたしましても、住民が希望を持って安全・安心に暮らせる社会の実現に向け、

政策提言機能やチェック機能の充実に取り組むなど、3万4,000町民の負託に応えてまいる所存であります。

平成26年度町政運営の方針につきましては後ほど町長から説明がございますし、会期中には新年度予算審査のための一般会計予算委員会の設置も予定されているところであります。

議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げまして、まことに簡単措辞ではございますが、開会の御挨拶といたします。

町長。

~~~~~

## 町長挨拶

○町長（北川嘉明） 皆さんおはようございます。

平成26年第1回太子町議会定例会（第448回町議会）が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

幾らか寒さも緩み始めましたが、議員各位におかれましては、公私とも御多忙のところを御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

平素は町行政各般の伸展に御理解、御協力を賜っていますこと、まことに御同慶にたえない次第であります。

今期定例会におきましては、予算案件として、平成25年度補正予算案7件、平成26年度当初予算案7件、そのほか条例案件6件、規約案件2件、その他の案件1件の計23件の議

案と人事案件の同意 1 件の計24件の案件を提出させていただいており、御審議をお願い申し上げます。また、後日追加で契約案件 2 件を提出させていただく予定をしております。

提出させていただきました各案件の内容につきましては後ほど説明させていただきたく存じますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。また、まことに簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

~~~~~

(開会 午前10時04分)

○議長（橋本恭子） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成26年第 1 回太子町議会定例会（第448回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

**○議長（橋本恭子）** 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、福井輝昭議員、森田眞一議員を指名します。

~~~~~

日程第 2 会期の決定

○議長（橋本恭子） 日程第 2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 24 日までの28日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 3 月 24 日までの28日間に決定しました。

~~~~~

#### 日程第 3 諸般の報告

**○議長（橋本恭子）** 日程第 3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等24件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の 2 の規定に基づき、平成25年度11月分及び12月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、平成25年第 7 回定例会において議決され、その取り扱いを議長に一任されておりました道州制導入に反対する意見書につきましては、議決後直ちに関係方面に提出し、その善処方を要望しておきましたので御了承願います。

次に、事務組合議会議員から組合議会の報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

次に、地方自治法第121条第 1 項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。このうち水野賢司監査委員には本日の会議のみ、山本紀弘企画政策課長、栄藤雅雄総務課長、三輪元昭税務課長、森川勝町民課長、首藤武司さわやか健康課長、玉田正典社会教育課長には定例会 3 日目の会議のみ出席要求をいたしておりますので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（橋本恭子） 日程第 4、広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴常任委員会から12月19日、12月27日、1月7日、1月10日、1月15日、2月8日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御

了承願います。

~~~~~

**日程第5 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて**

○議長（橋本恭子） 日程第5、同意第1号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 同意第1号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、固定資産評価審査委員会の委員をお願いしております山口静哉氏が御逝去されましたので、その後任として太子町東南276番地に在住しておられる陸井頼右氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、町議会の同意を求めるものであります。

陸井氏の経歴は参考資料のとおりであります。人格高潔で人望も厚く適任者であると考えております。

なお、任期は残任期間の平成27年1月25日までとなります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり同意いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（服部千秋議員「質問があります」の声あり）

服部議員。

○服部千秋議員 陸井頼右氏は立派な方で、私の近所に住んでおられるんですけど、この経歴のところ、もっといろいろ、いろんな経歴がおりなんですけれども、昨今のいろん

な、情報をどこまで出していいかというような事柄もあって、もしかして書かれておられないのかもしれないんですが、そのあたりはどのように考えておられるのか。御本人の了解得られれば、ある程度のこと、いろいろなことをされて、姫路市役所でもおられる方なんですが、そういったところは。これだけですと、姫路市役所に入った、それから姫路市役所をおやめになっただけしか書かれていないんですが、御本人が了解されて出せる分はある程度出していただいたら私たちとしてはよりわかるのではないかなということなんですが、いかがですか。今後も含めまして。無理なんですか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） この参考資料の経歴調書につきましては、御本人の了解を得て、主な経歴、そしてまた公職といったような流れになっております。ですから、御本人がぜひともこれを書いてくれと言われた場合には記載させていただきますが、了解のものでこういった内容になっております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部議員。

○服部千秋議員 そうしますと、こういう調書は、御本人に主な経歴を書いてくださいということを依頼されて、従来からも、またこれから書かれるということですのでよろしいですか。そういうふうにはつくられているんですか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） おっしゃるとおりでございます。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、質疑を終わります。

それでは、これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 討論なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。  
この採決は無記名投票で行います。  
議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(橋本恭子) ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に森田眞一議員及び平田孝義議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(橋本恭子) 念のために申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(橋本恭子) 異状なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(職員点呼、投票)

○議長(橋本恭子) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

森田眞一議員及び平田孝義議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長(橋本恭子) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 15票。

投票のうち賛成 15票。

以上のとおりで賛成が全員です。したがって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(橋本恭子) お諮りします。

本日の日程第6、議案第1号から日程第28、議案第23号までは本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 異議なしと認めます。  
したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第6 議案第1号 平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第5号)

○議長(橋本恭子) 日程第6、議案第1号平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長(北川嘉明) 議案第1号平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第5号)について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正、繰越明許費の設定及び地方債の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,872万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を93億1,843万6,000円とするものであります。

歳入予算については、配当割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、財産収入、寄附金、繰入金の追加と地方譲与税、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、諸収入、町債の減額であります。

歳出予算につきましては、総務費、土木費の追加と民生費、衛生費、農林水産業費、消防費、教育費、公債費の減額であります。

次に、繰越明許費として、翌年度に繰り越して使用できる経費を5事業設定しております。

す。

また、地方債の補正については、3事業の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては総務部長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） ただいま上程されました議案第1号平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、事業執行に伴う関係経費の補正と国の補正予算による公共事業の前倒し事業について追加で編成したものでございます。

では、歳出から説明いたします。

全体を通じまして、職員手当の増減につきましては、時間外勤務手当によるものでございます。

26ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節11需用費及び節12役務費につきましては、決算見込み額から算定し、減額をいたしております。節19負担金・補助及び交付金、市町村職員退職手当組合特別負担金につきましては、支給率の段階的引き下げに伴う特別負担金の減額及び勸奨退職者の追加による特別負担金の増額により424万4,000円の増額となっております。

目2文書広報費、節11需用費6万2,000円の追加につきましては、新庁舎建設に係る詳細を「広報たいし」にページを増やして掲載したことにより印刷製本費の不足が生じたことによる追加でございます。

目5財産管理費、節11需用費及び節14使用料及び賃借料につきましては、決算見込み額から算定し、減額をしております。また、節18備品購入費の50万8,000円の減額につきましては、電気自動車の3社見積入札の結果によるものでございます。

目7電子計算機費につきましては、行政不

服審査法改正が行われなかったことから、システム修正費用の60万4,000円と電子計算機の廃棄委託料31万2,000円を減額するものでございます。

目13基金費につきましては、収支分を財政調整基金に積み立てたものと基金運用しております利息を決算見込み額に補正したことによるものでございます。

目15新庁舎建設費、節7賃金37万円の減額につきましては、事務の進捗により臨時事務員の雇用期間が短くなったことによるものでございます。節13委託料238万3,000円の減額につきましては、新庁舎実施設計業務委託料の確定及び施工時期の変更による新庁舎工事監理費の減額でございます。

28ページをお願いいたします。

項4選挙費、目3参議院議員選挙費につきましては、支出額の確定による257万9,000円の減額でございます。

30ページをお願いいたします。

目4兵庫県知事選挙費につきましても、支出額の確定による934万7,000円の減額でございます。

32ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費につきましては、国民健康保険特別会計繰出金を106万2,000円減額するものでございます。

また、目2老人福祉費、節20扶助費につきましても、決算見込み額から算定した老人保護措置費290万4,000円を減額し、節28繰出金においては、介護報酬改正によるシステム改修費等により介護保険特別会計繰出金を3,716万2,000円追加するものです。

目4後期高齢者医療費では、後期高齢者医療特別会計繰出金を166万6,000円減額しております。

目5つくも荘管理費、節11需用費につきましては、ふるさと応援基金を財源とした座布団の購入費の残額3万8,000円を減額するものです。

目6障害者福祉費、節13委託料108万円の

追加につきましては、本年４月から障害者自立支援法の改正によりシステム改修が必要となり、年度内に改修準備に入る必要があるため追加するものでございます。なお、整備につきましては、繰越明許費の設定をいたしております。

目７障害者医療費、節２０扶助費１５０万円の減額につきましては、決算見込み額によるものでございます。

３４ページをお願いいたします。

項２児童福祉費、目１児童福祉総務費、節１３委託料６３１万８、０００円の追加につきましては、子ども・子育て支援事業を推進するため、国で構築されるシステムとあわせて、各自治体においても制度業務管理システムを導入するものでございます。なお、本年７月にはテスト運用を開始するため、整備については繰越明許費の設定をいたしております。

目２保育所費、節７賃金につきましては、勤務時間の減により２０９万８、０００円を減額するものでございます。節１１需用費につきましては、決算見込み額により１１５万８、０００円を減額するものでございます。節１５工事請負費につきましては、ふるさと応援基金を財源として整備しました壁かけ扇風機の工事残額４万５、０００円を減額するものです。節１７負担金・補助及び交付金１５万１、０００円の減額につきましては、補助対象児童の減によるものでございます。

目３保育所運営費、節１９負担金・補助及び交付金につきましては、対象人数の増減により私立保育所一時預かり事業補助金を１６５万円減額し、障害児保育事業補助金７万５、０００円及び子育て支援対策臨時特例交付金１０万４、０００円を追加するものでございます。節２０扶助費、保育所運営費８、５７７万２、０００円の減額につきましては、高額単価でありますゼロ歳から２歳児までの受け入れ人数が２５名程度減少したことによるものでございます。

目５児童措置費、節２０扶助費、児童手当につきましては、決算見込み額から算定し、２、０２２万円を減額いたしております。

目８障害児福祉費、節１３委託料、障害児相談支援委託料１２３万円の減額につきましては、巡回相談の件数が予測を下回ったことによる減額でございます。

３６ページをお願いいたします。

款４衛生費、項１保健衛生費、目１保健衛生総務費、節１９負担金・補助及び交付金、揖龍休日夜間急病センター運営費分担金の５万９、０００円の追加につきましては、分担金の算定に当たり、基準財政需要額の増額によるものでございます。

目２予防費、節１３委託料２、２３８万６、０００円の減額及び目３母子衛生費、節１３委託料、妊婦健康診査委託料の２４８万５、０００円の減額につきましても、決算見込み額から算定をしております。

目５公共墓園費、節２８繰出金につきましては、墓園管理費の補正による繰出金５３万３、０００円の減額でございます。

款６農林水産業費、項１農業費、目２農業総務費、節１報酬７万５、０００円の追加につきましては、農業振興地域整備計画書の改訂に伴う産業審議会委員報酬の追加でございます。

目５農地費、節１５工事請負費８１万６、０００円の減額につきましては、宮本水路補修工事、これは３０万４、０００円の減額でございます。岩見構下農業用水路改修工事、これは５万２、０００円の減額でございます。原地区床版設置工事、これは２７万４、０００円の減額でございます。及び岩見構上地区水路補修工事、これは１８万６、０００円の減額でございますが、いずれも入札等による減額でございます。

３８ページをお願いいたします。

目７国土調査費、節１３委託料３０万円の減額につきましては、地籍調査に係る補助金確定による減額でございます。

款８土木費、項２道路橋りょう費、目１道路橋りょう総務費、節７賃金、臨時作業員賃金３１万８、０００円の減額につきましては、嘱託作業員の病気療養のため臨時作業員を雇用しておりましたが、その雇用期間の確定による

ものでございます。

目2道路維持費、節13委託料1,320万円の追加につきましては、国の補正予算による経済対策として、実施が可能である道路ストック総点検業務委託を国庫補助を受け前倒して補正計上し、繰越事業明許費の設定をいたしております。なお、国の補助率は10分の5.5でございます。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節1報酬7万5,000円の減額につきましては、都市計画道路網の見直し及び地区計画審議のため都市計画審議会を予定しておりましたが、近隣市との調整がつかず減額するものでございます。

40ページをお願いいたします。

節8報償費、節11需用費及び節14使用料及び賃借料につきましては、鵜地区の景観形成地区指定に伴い景観フォーラムを開催する予定でしたが、協議会との調整により年度内の開催が困難となったため諸経費を減額するものでございます。節13委託料24万円の減額につきましては、今年度の簡易耐震診断の実施戸数が確定したことにより減額するものでございます。節19負担金・補助及び交付金80万円の減額につきましては、まちづくり支援事業として2地区への助成を予定いたしておりましたが、申し出がなかったため減額するものです。

目2下水道事業費、節28繰出金につきましては、下水道事業へ2,457万2,000円、前処理場事業へ457万5,000円の追加によるものでございます。

目3公園管理費、節11需用費、修繕料125万円の減額につきましては、トイレ等の緊急修繕の増加により宮本公園の修繕を翌年度に実施するため、その残額を減額するものでございます。

目6都市再生整備事業48万5,000円の減額につきましては、当初ワークショップを開く予定でしたが、事業の進捗により翌年度実施としたものでございます。

42ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費、目4災害対策費、節9旅費61万4,000円の減額につきましては、宮城県山元町派遣を当初2名の交代勤務で予定しておりましたが、1年の通年勤務としたことにより赴任旅費及び帰任旅費を減額するものでございます。

款10教育費、項1教育総務費、目3教育振興費、節7賃金18万円の追加につきましては、昨年9月より外国人児童を1名受け入れたことにより指導補助員の賃金を追加するものでございます。節19負担金・補助及び交付金58万1,000円の追加につきましては、主に中学校の部活動におきまして全国大会等への出場が増えたため選手派遣に係る所要額を補正するものでございます。

項2小学校費、目1学校管理費、節11需用費、修繕料504万2,000円の追加につきましては、太田小学校において4月から肢体不自由児の入学に鑑み、校舎スロープを設置するための修繕及び危険度が高く使用禁止にしております太田小学校のうんてい、つり輪、石海小学校の総合遊具、クライミングネット、肋木の修繕によるものでございます。

目2教育振興費、節18備品購入費につきましては、ふるさと応援基金を財源として整備しました教材用備品購入費の残額156万1,000円の減額及び太田小学校の特別支援学級の学級運営に必要な机、椅子等の備品を購入するものでございます。節20扶助費の減額につきましては、決算見込み額から算定をしております。

項3中学校費、目1学校管理費、節11需用費、光熱水費124万3,000円の追加につきましては、太子西中学校のプールろ過器の操作弁の破損によりまして、洗浄に必要な水道使用料が大幅に増加したことによる追加でございます。節15工事請負費18万円の減額につきましては、ふるさと応援基金を財源として整備しました壁掛扇風機設置工事費の残額を減額するものでございます。

44ページをお願いいたします。

節18備品購入費90万5,000円の追加につき

ましては、4月からの入学生徒に対する机、椅子の不足分を追加するものでございます。

目2教育振興費、節18備品購入費13万4,000円の減額につきましては、ふるさと応援基金を財源として購入しました残額を減額するものでございます。節20扶助費につきましては、決算見込み額により50万円を減額するものでございます。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節7賃金につきましては、保育補助及び預かり保育に係るパート賃金483万1,000円を減額するものでございます。節15工事請負費、節18備品購入費及び目2教育振興費、節18備品購入費につきましては、ふるさと応援基金を財源として整備しました残額を減額するものです。節19負担金・補助及び交付金12万6,000円の減額につきましては、補助対象児童の減によるものでございます。

項5社会教育費、目2公民館費、節7賃金5万2,000円の減額につきましては、嘱託館長の病気休暇によるものでございます。

目3青少年教育費、節7賃金50万円の減額につきましては、長期休業及び平日指導補助員の勤務時間の減によるものでございます。節11需用費20万円の減額につきましては、電気使用料の減によるものでございます。

46ページをお願いいたします。

目4人権教育費、節11需用費、印刷製本費30万円の減額につきましては、人権啓発カレンダー等の残額を減額するものでございます。

目6図書館費537万3,000円の減額につきましては、図書館システムの入札残及びシステム使用料を減額するものでございます。

目7会館管理費、節13委託料98万3,000円の減額につきましては、会館運営に係る各委託契約の残額を減額するものでございます。

款12公債費、項1公債費、目2利子の減額につきましては、一時借入金利子の予算計上を全て減額するものでございます。

続きまして、歳入の御説明を申し上げます。

12ページをお願いいたします。

款2地方譲与税、款4配当割交付金、款6地方消費税交付金、款7ゴルフ場利用税交付金につきましては、決算見込み額による増減でございます。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金につきましては、歳出で説明いたしました老人保護措置費及び保育所運営費の減に伴う負担金の減額でございます。

目2農林水産業費負担金、西播磨ふるさとの風景づくり整備事業地元負担金につきましては、宮本、岩見構下の地元負担金の減及び吉福地区揚水ポンプ更新工事に係る地元負担金の追加でございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節3保育所運営費負担金のうち2,097万8,000円の減額につきましては、歳出で説明いたしました保育所運営費の減に伴う国庫負担金の減額でございます。過年度保育所運営費負担金867万2,000円につきましては、昨年度の保育所運営費負担金の精算による追加でございます。

16ページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目3土木費国庫補助金、節1道路橋りょう費補助金、道路ストック総点検事業費補助金726万円の追加につきましては、歳出で説明しましたとおり、国の補正予算により公共事業を前倒しで追加し、繰越事業として国庫補助を受け実施するものでございます。

款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金につきましても、国庫負担金と同様の理由で計上しております。

18ページをお願いいたします。

項2県補助金、目2民生費県補助金、節2児童福祉費補助金のうち子育て支援対策臨時特例交付金637万円につきましては、子ども・子育て新制度に係るシステム構築に係る補助金を前倒しで追加しております。事業は翌年度に繰り越しいたしますが、補助率は10分の10でございます。

22ページをお願いいたします。

款18繰入金、項2基金繰入金、目2ふるさと応援基金繰入金、節1ふるさと応援基金繰入金288万7,000円の減額につきましては、歳出で説明いたしましたふるさと応援基金を財源として整備しました学校園等の施設設備等の残額を減額するものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

5ページの第2表は繰越明許費の補正でございます。26年度の早期に稼働いたします自立支援給付支払いシステムの改修事業及び子ども・子育て支援システム導入事業の追加、また国の補正予算により前倒し事業として道路ストック総点検事業、最後に西はりま消防組合及び太子町新庁舎に設置いたします兵庫衛星通信ネットワーク整備事業の5事業を追加いたしております。

第3表地方債の補正につきましては、歳入予算にあわせて都市計画事業、道路橋りょう事業の限度額を変更し、防災基盤整備事業につきましては、西はりま消防組合の指令センター改修に伴う附帯工事分を追加いたしております。

以上で平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第7 議案第2号 平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）**

○議長（橋本恭子） 日程第7、議案第2号平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第2号平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,255万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億891万5,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、療養給付費等交付金、財産収入、諸収入の追加と国庫支出金、県支出金、繰入金の減額であります。

歳出予算としましては、総務費、基金積立金の追加と保険給付費、保健事業費の減額、後期高齢者支援金等、介護納付金の財源更正であります。

詳細につきましては生活福祉部長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 議案第2号平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出では、事業執行に伴う人件費の減額、70歳から74歳までの医療費自己負担割合の改正に伴う費用の追加、医療費の決算見込み額等に基づく保険給付費の補正などであります。

一方、歳入では、交付申請や交付決定によるもの及び歳出の補正に伴い関係する財源を補正するものであります。

また、財源調整を歳出の財政調整基金積立金で行っております。

それでは、歳出から説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、決算見込みにより職員手当等を30万円減額しております。

また、平成26年3月31日までに70歳に到達する70歳から74歳までの方の医療費自己負担割合について2割から1割に凍結する措置が26年度以降も継続されることとなったことから、高齢者受給者証の再発行費用として需用費で14万2,000円、役務費で9万9,000円の計

24万1,000円を追加しております。さらに、平成26年4月1日以降に70歳に到達する方については医療費自己負担割合が2割となることから、国民健康保険システムを改修する経費として15万8,000円を計上しております。

款2保険給付費につきましては、11月診療報酬分までの医療費等の状況や前年度までの医療費等の伸び率などを勘案して今後の支出見込みを行った結果、項1療養諸費、目2退職被保険者等療養給付費で1,500万円を減額し、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費で600万円を追加、目2退職被保険者等高額療養費で250万円を減額しております。

14ページをお願いします。

項4出産育児諸費、目1出産育児一時金につきましては、出産件数の減少に伴い550万円減額しております。

款3後期高齢者支援金等及び款6介護納付金につきましては、歳入補正に伴う財源更正であります。

款8保健事業費、項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費につきましては、特定健診の受診率の伸び悩み等により200万円を減額しております。

款9基金積立金、項1基金積立金、目1財政調整基金積立金につきましては、基金利子積み立てとして30万7,000円の追加と歳入歳出予算の財源調整による6,115万3,000円の追加で計6,146万円を追加しております。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお願いします。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金につきましては、変更交付申請により1,769万8,000円を減額し、目2特定健康診査等負担金については交付決定に基づき68万3,000円を減額しております。

項2国庫補助金、目1財政調整交付金につきましては、節1普通調整交付金で、決算見込みによりまして500万円を減額しております。

目3高齢者医療制度円滑運営事業費補助金

につきましては、歳出、一般管理費の補正分に対応するもので、高齢受給者証の再発行経費分24万1,000円を計上しております。

款4療養給付費等交付金、目1療養給付費等交付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの概算交付の額の変更通知により6,777万1,000円を追加しております。

款6県支出金、項1県負担金、目2特定健康診査等負担金につきましては、交付決定により68万3,000円を減額しております。

8ページをお願いします。

項2県補助金、目1育成指導補助金につきましては、県の内示により23万円を追加しております。

目2財政調整交付金につきましては、節1普通調整交付金で、決算見込みにより400万円を減額しております。

款9財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金につきましては、基金利子30万6,000円を追加しております。

款10繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1保険基盤安定繰入金につきましては、交付申請により274万6,000円を追加しております。また、節2職員給与費等繰入金につきましては、歳出、一般管理費で御説明しました70歳から74歳までの医療費自己負担割合が2割となることに伴う国民健康保険システム改修経費の計上及び職員手当等の減額を反映させ、14万2,000円を減額しております。節3出産育児一時金等繰入金につきましては、歳出において御説明しました出産育児一時金の減額に伴い366万6,000円を減額しております。

款12諸収入、項3雑入、目2一般被保険者第三者納付金につきましては、1月末までの実績により313万7,000円追加しております。

以上の結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,255万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億891万5,000円とするものであります。

以上で平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を

終わります。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～

**日程第8 議案第3号 平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）**

○議長（橋本恭子） 日程第8、議案第3号平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第3号平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億2,191万7,000円とするものであります。

歳入予算については、財産収入、繰入金の追加と国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の減額であります。

歳出予算においては、総務費、基金積立金の追加と保険給付費の財源更正であります。

詳細につきましては生活福祉部長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） ただいま上程されました議案第3号平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、既定予算の総額に53万4,000円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億2,191万7,000円とするものでございます。

それでは、歳出から説明をいたします。

10ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、節13委託料に平成25年度介護保険制度改正に伴うシステム改修費として52万5,000円を追加しております。これは消費税引き上げに伴う介護報酬への上乘せに対応するため、区分支給限度基準額を変更するほか、平成27年度税制改正及び報酬改定に伴うシステムの基盤整備に係る改修でございます。

款2保険給付費、項1介護諸費につきましては、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金の交付申請額に合わせて負担部分を財源組み替えしております。

款5基金積立金、項1基金積立金、目1基金費については、介護給付費準備基金預金利子の決算見込み額に合わせて節25積立金に9,000円追加しております。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお願いします。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金については、交付申請額に合わせて負担部分を726万円減額しております。

項2国庫補助金、目1調整交付金についても、同様に12万5,000円減額しております。

目3事務費交付金については、歳出にて計上しております介護保険システム改修委託料の内示額26万2,000円を追加しております。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金については、交付申請額に合わせて負担部分を2,233万8,000円減額しております。

款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金についても、同様に717万6,000円減額しております。

8ページをお願いします。

款7財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金については、介護給付費準備基金預金利子の決算見込み額に合わせて9,000円追加しております。

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金については、先に説明いたしまし

た国庫支出金、県支出金、支払基金交付金の負担部分の減額及び介護保険制度改正に伴うシステム改修費の追加に伴い、節1保険給付事業繰入金で3,716万2,000円追加しております。

歳入についての説明を終わります。

以上で議案第3号平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第9 議案第4号 平成25年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）**

○議長（橋本恭子） 日程第9、議案第4号平成25年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第4号平成25年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ732万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億332万3,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、保険料、後期高齢者医療保険料で、決算見込みにより898万9,000円を追加し、繰入金、一般会計繰入金で、歳出の職員人件費、兵庫県後期高齢者医療広域連合分賦金及び保険基盤安定繰入金納付金に相当する額の166万6,000円を減額しております。

歳出予算におきましては、総務費、一般管理費につきまして、職員人件費10万円を減額しております。

また、後期高齢者医療広域連合納付金につきまして、決算見込み及び決定通知により742万3,000円を追加しております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第10 議案第5号 平成25年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）**

○議長（橋本恭子） 日程第10、議案第5号平成25年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第5号平成25年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,010万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,188万8,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、使用料及び手数料において、応募基数が当初見込みより増えたため墓園永代使用料を364万円追加し、メモリアルパーク管理基金の利子について、決算見込みにより財産収入に2,000円追加しております。

また、一般会計への繰入金については、財源調整により53万3,000円減額し、平成24年度の繰越金の確定により繰越金に699万6,000円追加するものであります。

歳出予算としましては、墓園事業費、一般管理費で、一般会計繰出金を1,030万4,000円追加し、修繕や植木維持管理委託で不用額が発生しましたので、26万5,000円を減額しております。

積立金では、平成24年度墓園事業特別会計決算の確定により、メモリアルパーク管理基金積立金6万6,000円追加するものであります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第 1 1 議案第 6 号 平成 2 5 年度  
兵庫県太子町下水道事業特  
別会計補正予算（第 4 号）**

○議長（橋本恭子） 日程第11、議案第 6 号平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第 6 号平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正、繰越明許費及び債務負担行為の設定であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,855万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億5,054万4,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金の追加と使用料及び手数料の減額であります。

歳出予算としましては、下水道費の追加と公債費の減額であります。

次に、繰越明許費として、翌年度に繰り越して使用できる経費を 1 事業、1,028万円と設定しております。

また、債務負担行為として、平成25年度建設事業分の兵庫西流域下水汚泥処理委託事業建設負担金について、期間及び限度額を設定しております。

詳細につきましては経済建設部長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） ただいま上程

されました議案第 6 号平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明を申し上げます。

8 ページの歳出をお願いいたします。

款 1 下水道費、目 1 一般管理費、節19負担金・補助及び交付金の揖保川流域下水道維持管理負担金については、処理水量及び処理経費等の増加により3,179万9,000円を追加しております。

目 3 合併処理浄化槽整備費、節15工事請負費については、阿曾地先の合併処理浄化槽設置工事の決算見込みにより110万2,000円を減額しております。

目 4 前処理場管理費、節13委託料については、生汚泥搬送の検討委託費の決算見込みにより77万7,000円を減額しております。節 19負担金・補助及び交付金の揖保川流域下水道維持管理負担金については、処理経費等の増加により63万9,000円を追加しております。

款 2 公債費、目 2 利子、節23償還金利子及び割引料については、本年度に支払う利子額の確定により200万円を減額しております。

以上で歳出の詳細説明を終わります。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

6 ページの歳入をお願いいたします。

款 2 使用料及び手数料、目 1 下水道使用料、節 3 前処理場使用料において、使用水量の減少が見込まれますので、使用料を58万8,000円減額しております。

款 3 繰入金、目 1 一般会計繰入金につきましては、財源調整により2,914万7,000円の増額となっております。

以上で歳入の詳細説明を終わります。

最後に、2 ページをお願いいたします。

第 2 表の繰越明許費でございますが、翌年度に繰り越して使用できる経費として、糸井地先雨水貯留施設実施設計事業を設定しております。繰り越しを行う理由として、この事業は同地区の区画整理事業内の事業であるため、それぞれの計画と整合を図る必要があります。

ますが、区画整理事業の計画の遅れから実施設計も遅延を余儀なくされ、繰り越しとするものであります。

続きまして、第3表の債務負担行為でございますが、これは平成25年度の兵庫西流域下水汚泥処理委託事業建設負担金について、期間及び限度額を設定しております。

以上で平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第12 議案第7号 平成25年度
兵庫県太子町水道事業会計
補正予算（第3号）**

○議長（橋本恭子） 日程第12、議案第7号平成25年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第7号平成25年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費に係る補正を行うものであります。

その内容としましては、収益的支出について、事業費用、営業費用において人件費122万1,000円を減額し、収益的支出総額を4億8,582万6,000円とするものであります。

また、資本的支出におきましても、建設改良費において人件費20万円を減額し、資本的支出総額を9,674万8,000円とするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,574万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

また、予算第6条で定めた経費の職員給与費を142万1,000円減額し、6,881万円としております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**町長施政方針**

○議長（橋本恭子） 日程第13、議案第8号町道路線の認定についてであります。お諮りします。

ここで町長より平成26年度施政方針の説明をお伺いしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。

それでは、町長より施政方針の説明をお願いします。

町長。

○町長（北川嘉明） それでは、議長のお許しを得まして、平成26年度の施政方針説明をさせていただきます。

本日、平成26年太子町議会第1回定例会に当たり、新年度予算案を初めとする諸議案の御審議をお願いするに際しまして、私の町政運営に係る基本的な方針と新年度における施策の概要を御説明申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御支援を賜りたいと存じます。

我が国の経済は、安倍内閣が掲げた経済政策、いわゆるアベノミクスの効果により、実質GDP（国内総生産）が4・四半期連続のプラス成長となるなど、長年続いたデフレ経済からの脱却への兆しが見え始めています。

また、富士山が世界遺産に登録されたことや2020年のオリンピック、パラリンピックの開催地が東京に決定したことなど、今後の日本経済にとって明るい話題が続き、景気回復への期待も高まっております。

しかしながら、県内の経済状況につきましては、アベノミクス効果は景気回復への動きに寄与したものの、設備投資への慎重な取り組みが続く、雇用、所得環境の改善も緩やか

であります。

また、全国的な今後の人口減少と高齢化の進行による社会保障費などの義務的経費の増加は避けられず、これを補うための消費税率の引き上げは、今後の私たちの暮らしに大きく影響することが予測されます。

一方、発生から間もなく3年が経過する東日本大震災につきましては、昨年に被災地の宮城県山元町を訪れた際に、「私たちの町は多くのものを失いましたが、山元町にかかわる全ての人々が一丸となって、チーム山元の精神のもとで、互いに支え合いながら、知恵と力を出し合って復興を進めていきます」という齋藤町長の力強い言葉に感銘を受けるとともに、住民と職員のひたむきな姿に、少しずつではありますが、復興が着実に進んでいることを感じる事ができました。

そして、阪神・淡路大震災の発生から20年を迎えることから、これまでの軌跡を見詰め直し、住民一人一人が災害の教訓を再認識するとともに、近い将来に発生が懸念される南海トラフ巨大地震や山崎断層帯地震などの大規模災害に対しても、行政と住民が一体となり、しっかりと備える必要があります。

このような状況下において、本町では町民の安心安全を守る防災や地域交流の拠点としての機能を有した新庁舎の建設にいよいよ着手いたしますが、財政需要が大幅に増大することを職員一人一人が十分に認識し、創意工夫と熱意により、質の高い行政サービスの実現のため、限られた財源を効率的に活用しつつ、各事業の方向性の検証を行い、安定した財政運営に着実に取り組んでまいります。

また、先日、30歳という若さで生命科学の常識を覆す万能細胞、STAP細胞の作製という世界的偉業をなし遂げられ、理化学研究所発生・再生科学総合研究センターの研究員小保方晴子さんのニュースは、私たちに夢と可能性を与えてくれました。全国的に見ても高い年少人口比率を維持している本町におきましても、小保方さんのような若い世代が安心して働き、子供を産み育て、未来を担う無

限の可能性を持つ子供たちが大輪の花を咲かせることができるよう、子育てや教育環境の充実を推進してまいります。

平成26年度におきましても、町民の皆様が「このまちに住んでよかった」、「これから住み続けたい」という思いを持っていただけるためにも、平成31年度を目標年度とする第5次太子町総合計画における“和のまち太子”の実現に向けて、町民の皆さんとともに踏み出し、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを目指さなければならないと決意を新たにしたいところでございます。

それでは、主要施策の概要につきまして、第5次太子町総合計画に掲げております町の将来像の政策課題に沿って申し上げたいと存じます。

政策1、「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」について申し上げます。

第1点、生涯にわたって取り組める健康づくりでございますが、近年、高齢化や生活習慣の変化に伴い、介護認定を受ける方々が増加しています。町民一人一人が自身の健康への関心を高め、自発的に健康づくりに取り組めるよう、新たな国民病として注目されているロコモティブシンドロームの予防対策や健康づくり運動の推進など、ライフステージに応じた啓発を行い、住民の健康寿命の延伸を図ります。

また、平成25年3月に策定した食育推進計画に基づき、子供とその保護者を対象とした食育コンサートなどのイベントを開催し、幼少期からの食育推進に取り組みます。

さらに、鬱病など心の病気の早期発見と対応を図るため、専門職によるこころの健康相談や講座を開催します。

第2点、スポーツの振興でございますが、多種多様な種目開拓を目的とするスポーツ指導者バンクにはバトントワーリングなど現在9種目26人の登録がございますが、引き続き指導者の発掘に努めるとともに講習会を実施し、指導力の向上を図ります。

また、スポーツを通じた健康づくりや仲間

づくりを目的とするスポーツ教室につきましては、さらなるメニューの充実と老若男女で楽しめるニュースポーツレクリエーションの普及促進に取り組みます。

第3点、保健・医療サービスの充実ですが、特定健診の平成25年度の受診率は約26%程度にとどまる見込みでありますことから、個別通知や受診勧奨による受診率向上を図り、受診結果による食生活などの生活改善指導を効果的に行うとともに、健康管理意識を高める健康講座の開催などを引き続き実施し、早期からの生活習慣病予防に努めます。

また、早期発見、早期治療が重要であるがん検診につきましては、特に女性特有の乳がん、子宮がん検診に係る受診率の低迷を解消するため、受診可能な医療機関の拡充を検討し、受診率の向上を目指します。

節目年齢対象の各種がん検診、肝炎ウイルス検診の無料クーポンと検診手帳の配布を引き続き実施し、受診機会の拡大と受診しやすい環境を整えます。

また、母子保健サービスの充実として、妊婦健康診査費用の助成による積極的な受診を促進するとともに、母親・両親教室や乳幼児健診、未熟児への支援、育児相談など、妊婦から育児までの一貫したサポート体制を構築し、より細やかな支援を行っていきます。

さらに、中学3年生までの乳幼児や子供に係る医療費について、ゼロ歳児から3歳児までの通院医療費を平成26年7月より全額補助へと拡充するとともに、入院医療費の全額助成につきましても引き続き実施し、安心して子供を育てることができるまちづくりを推進いたします。

また、地域における三次救急医療機関の充実を図るため、平成25年3月に開設した製鉄記念広畑病院姫路救命救急センターへの財政支援を引き続き実施いたします。

政策2、「誰もが支え合って暮らせるまちづくり」について申し上げます。

第1点、安心して老後が迎えられるまちづ

くりについてでございますが、約800万人とも言われる団塊の世代が75歳を迎え、介護や福祉分野の需要がますます増え続けるとされる2025年問題を見据え、本町の实情に応じた高齢者福祉施策を総合的、計画的に推進していくため、やすらぎ太子ひまわりプラン2015（第7次老人福祉計画及び第6期介護保険事業計画）の策定に取り組むとともに、昨年度に発足いたしました高齢者等安心見守りネットワーク事業、たいしひまわり隊につきましては、今後も協力事業所の開拓と連携強化を図り、高齢者などが安心して住みなれた地域で暮らし続けることができる環境づくりを推進していきます。

また、介護予防普及啓発事業としまして、県が推奨しているいきいき百歳体操の普及促進のため、各地区公民館での体験講座を開催するとともに、受講者の自発的かつ継続的な健康維持活動を支援いたします。

認知症高齢者対策の推進でございますが、認知症でないかと不安に思う高齢者などに、もの忘れ相談や出前講座の活用などによる予防対策、認知症への正しい知識と理解を身につけるための認知症サポーター養成講座を引き続き実施いたします。

次に、独居高齢者、認知症の高齢者が増加する中で、処遇困難事例が増え、行政のみの対応には限界があることから、地域、医療及び福祉関係者等と連携して、地域包括ケアシステムの構築を行い、引き続き課題の解決に取り組めます。

次に、交通手段がない高齢者、障害者世帯に、やすらぎタクシー運賃助成事業を引き続き実施し、日常生活における外出手段を支援いたします。

さらに、日常生活に介護を要する高齢者及び障害者が住みなれた住宅で安心して健やかに生活できるよう、居住する住宅をバリアフリー仕様に改造する費用を引き続き助成いたします。

第2点、障害者福祉の推進でございますが、障害者が自立した日常生活、社会生活を

営むことができるよう、相談支援の体制の強化を図るとともに、心身障害及び発達障害の疑いのある児童の自立と地域社会への参加を促進するため、言語や音楽などの療法による個別療育事業の充実を図ります。

さらに、子供の発達段階における障害などの早期発見や支援体制の充実を図るため、引き続き指導力のすぐれた専門員が保育所などを巡回いたします。

次に、障害児の健やかな育成を図るため、通所事業やデイサービス事業などに対する支援やライフステージに応じた継続的な支援を行うため、保健・福祉・教育などで情報を共有するサポートファイルを引き続き活用し、一貫した支援を行います。

また、子供の発達に不安をお持ちの保護者にも広く利用していただけるように、民間の児童発達支援事業所を地域の中核的な療育支援施設として位置づけ、相談事業の充実を図ります。

第3点、地域で支え合う体制の確立でございますが、社会福祉協議会やハローワークとの連携により、生活困窮者などの自立支援を目的とした賃貸住宅の敷金などへの補助制度や生活支援のための貸付制度の周知、就労情報の提供など、個々のケースに沿った支援を行います。

また、豊かな歴史、文化的環境を生かした個性あるまちづくりの推進を図るとともに、ユニバーサル社会の早期実現を図るため、太子ユニバーサル推進地区、役場周辺地区、約130ヘクタールを対象に、人に優しいバリアフリー化とその情報提供を行い、安全で快適な都市環境づくりを引き続き目指します。

さらに、災害対策基本法の改正により、従来の災害時要援護者対策を継承し、災害時の高齢者や障害者などの要配慮者への避難支援対策として、避難行動要支援者の登録と情報整理を進めるとともに、未登録者に対し積極的な登録を促します。

政策3、「子ども達の笑顔があふれるまちづくり」について申し上げます。

第1点、子育てしやすいまちづくりでございますが、子育て家庭へのニーズ調査の結果により浮き彫りとなった課題に積極的に取り組む体制を整え、全ての子供に良質な育成環境を保障し、子供や子育て家庭を社会全体で支援するため、平成25年度に設置した太子町子ども・子育て会議において子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育て家庭が安心して住み続けることができる魅力あふれるまちづくりを目指します。

また、児童の健全な育成を図るため、育児相談などの支援体制を充実させるとともに、引き続き児童館、子育て学習センターの利用促進や父親の育児参加への啓発、支援を積極的に推進します。

さらに、児童虐待の防止対策につきましては、地域や学校園、要保護児童対策地域協議会などの関係機関との連携を強化し、見守りが必要な家庭に対する正確な現状を把握し、迅速で適切な保護を行えるよう努めます。

また、11月の児童虐待防止月間にはオレンジリボンキャンペーンを実施し、児童虐待を防止するための普及啓発を引き続き行います。

次に、保育サービスの充実でございますが、核家族化の進行や生活スタイルの変化による保育所に求められるニーズが多様化する中で、一時預かり事業の実施に加え、新たに石海保育園の定員を20名増やすとともに、延長保育事業の実施についての検討を行い、子育て世代のワーク・ライフ・バランスの充実に向けて支援していきます。

また、子育て支援の一環として、保護者への経済的負担を軽減するため、多子世帯保育所保育料軽減事業を引き続き実施いたします。

さらに、学童保育園の充実でございますが、共働き家庭の保護者が安心して児童を託すことができる、安全でアットホームな居場所を確保いたします。

第2点、生きる力を育む学校教育の充実でございますが、学校園における相談体制の構

築及び充実を図るため、子供や保護者の抱える悩みを受けとめ、また教職員に対するカウンセリング技術の指導も行うスクールカウンセラーの幼稚園と小学校への配置を引き続き実施します。

また、小・中学校における注意欠陥や多動性障害などの児童・生徒及びその学級に対し、実態に応じた指導、支援を行うためのスクールアシスタントを2名増員の上、引き続き配置するとともに、さまざまな理由から教室で授業を受けられない中学生の学習を別室でサポートするための別室少人数指導員につきましても引き続き配置いたします。

さらに、新たな取り組みとしまして、義務教育初年度に当たる小学1年生を対象に、主に学習への意欲向上と学習習慣の体得を支援するため、国語の授業に指導補助員を4小学校に5名配置いたします。

次に、地域の外国語教育や国際化の向上のため、両中学校に外国語指導助手（ALT）を引き続き配置し、英語を学ぶ意欲とコミュニケーション能力を育成いたします。

また、体験的な学習の推進でございますが、子供たちが自然と共生でき、心身ともに調和のとれた健全な成長が図れるよう、小学校の自然学校推進事業や体験型環境学習を引き続き実施いたします。

次に、安全で快適な教育環境づくりでございますが、建築から40年以上経過している斑鳩幼稚園と太田幼稚園の園舎耐震診断などを実施するとともに、太田小学校の職員駐車場を安全面と地域の住環境保全のため緑化舗装いたします。

次に、学校給食に通じた食育の推進でございますが、太子町産の野菜など地場農産物を学校給食へ積極的に取り入れることにより、地産地消の食育を実践します。

また、安全・安心な環境下で給食を提供するため、老朽化が顕著な給食センターの改築を再検討するための基本構想を策定いたします。

第3点、地域、家庭、学校が一体となった

育みでございますが、中学2年生が職場体験などを通じて、地域について学び、生きる力を育むことを目指すトライやる・ウィークを引き続き実施いたします。

また、心豊かでたくましい子供を社会全体で育むため、中央公民館などの地域の社会教育施設であそびっ子教室を開催し、さまざまな体験活動や地域住民との交流活動などを支援します。

さらに、新たな取り組みとして、小学生の学力、創造性、企画力の育成を図るため、土曜日学びの集い事業を実施し、外国語指導助手による英会話教室の開催により、児童の教育環境の充実に取り組みます。

政策4、「安心して暮らせるまちづくり」について申し上げます。

第1点、町を襲う危機への備えでございますが、町民の安心・安全を守る防災拠点としての機能と防災備蓄倉庫を備えた新庁舎建設事業を推進していくとともに、東日本大震災の教訓や男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立などを盛り込み改定する地域防災計画に基づき、総合的な地域防災体制の充実を図ります。

また、町指定避難所23カ所における標識の更新や避難所開設時における安否確認用の電話機を整備し、避難場所の周知と避難所機能の強化を図ります。

さらに、発生から20年を迎える阪神・淡路大震災が残した教訓の再認識を図る内容を盛り込んだ発災対応型防災訓練や防災講演会を実施し、地域防災力の向上及び自主防災組織の活性化を図るとともに、災害対策情報を町民に早く正確に伝えることができる、たいし安全安心ネットのさらなる加入を促進します。

次に、都市基盤の整備として、崩壊が懸念される東出字平岩と丹生山の急傾斜地における引き続き急傾斜地崩壊対策事業を実施するとともに、住宅への耐震診断に加えて、工事費に対する県補助への上乗せ補助を新たに行い、耐震改修の促進を図ります。

また、平成24年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づき、平成25年度に調査設計を実施した長金陸橋につきまして修繕工事を実施いたします。

また、平成28年度からの消防救急無線デジタル化に向け、西はりま消防組合において消防体制の整備充実に取り組み、広域消防力の強化を図ります。

第2点、犯罪を未然に防ぐ備えでございますが、自治会のまちづくり防犯グループによる子供たちへの下校時の見守り活動や学校メール配信事業、たつの警察署とも連携した防犯パトロールなどを引き続き実施し、住民と行政が一体となって子供たちの安全と地域の防犯対策に取り組みます。

また、今年度は揖龍地区安全・安心まちづくり住民大会を太子町で開催し、防犯、啓発活動を推進いたします。

さらに、平成25年に制定した太子町暴力団排除条例に基づき、たつの警察署などの関係機関や地域との連携を図りながら、安全で安心な住民生活を確保していきます。

第3点、交通安全対策の充実でございますが、近年多発している子供や高齢者などの交通事故対策といたしまして、保育所や小学校、高齢者を対象とした交通安全教室を実施し、交通ルールの普及啓発を図るとともに、交通安全を進める会と連携を図りながら、街頭啓発などを積極的に行い、交通事故の撲滅に努めます。

また、町が過去に整備し管理している道路照明や標識などの道路ストックにつきまして、現状を把握し、事故の防止と安全かつ円滑な道路交通の確保を図るため、総点検事業を実施いたします。

政策5、「快適で住みやすいまちづくり」について申し上げます。

第1点、美しい町並みの形成でございますが、地籍調査事業につきましては、地域住民の調査協力のもと、引き続き吉福地区の調査を実施するとともに、調査に必要な機器の整備を行います。

また、市街地整備の推進でございますが、道路ネットワークの構築により良好な住環境整備を促進するため、都市計画道路網干線ほか道路整備事業に係る用地購入や物件補償を実施するとともに、都市計画道路網見直しに伴う関係図書の作製業務を実施いたします。

さらに、JR網干駅西南地区土地区画整理事業につきましては、実施設計業務に着手し、平成29年度の事業完了を目指します。

第2点、スムーズに移動できる交通体系の構築でございますが、町民が利用する公共交通機関を維持するために、神姫バスなどの民営乗合バスの運行経費の一部を引き続き補助するとともに、新たにバスの運行状況をスマートフォンなどで確認できるバスロケーションシステムの導入経費についても支援し、利便性の向上による利用促進を図ります。

政策6、「美しくすがすがしいまちづくり」について申し上げます。

第1点、安全で良質な水の供給でございますが、老朽化による水道管破裂事故などを未然に防ぐため、上水道管の老朽管更新事業を実施するとともに、今後も太子町水道ビジョンに基づき、安心・安全・安定した水の供給体制を確保いたします。

また、吉福と老原に所在する水源の浄化施設の運営につきましても、近年の節水意識の向上などによる使用量減少に伴う収益低下に加え、施設の老朽化による維持管理費の増加に鑑み、十分な調査の上、統廃合を視野に入れて取り組んでいきます。

第2点、美しい環境を守る下水道等の整備でございますが、公共下水道への接続・水洗化率は現在94.3%であります。料金負担の公平性や水質保全などの観点から粘り強い啓発を行い、水洗化率の向上に努めます。

また、兵庫県総合治水条例に示されている雨水対策の一環として、一般家庭の雨水排水貯留槽の設置に対する補助を新たに行います。

さらに、老朽化した前処理場において、今後の汚泥処理の方法として、機器の更新にか

えて、他施設への生汚泥の搬送を行うための設備整備に向けた実施設計と事業認可変更を予定しております。

第3点、環境に優しいまちづくりですが、低炭素化社会への転換に向けた取り組みとして、家庭で取り組めるごみの減量化、レジ袋の削減、資源ごみの集団回収などの啓発や、平成25年度より実施している町管理の防犯灯及び交通安全灯のLED化を平成26年度で完了させるとともに、新たな取り組みとして、家庭用の太陽光発電システムの設置費用に対する支援を実施し、循環型社会への形成と環境保全に取り組みます。

政策7、「憩い、ふれあいがある心豊かなまちづくり」について申し上げます。

第1点、憩い、ふれあいの場づくりですが、総合公園の整備につきましては、道路や園路の実施設計などとともに、町民グラウンドを野球やサッカーを行うことができる多目的広場として再整備することで、既存の大型遊具やトイレ、駐車場の一体利用による公園利用者の利便性向上を図ります。

また、町内の公園を安全・安心な遊び場、憩いの場として利用していただけるよう、聖徳団地、原池、東出藤社の帰属公園において小型滑り台を更新するとともに、陸上競技場前にある大型遊具や宮本公園のあずまやとベンチの改修を行います。

第2点、生涯学習の推進ですが、学習機会の充実としまして、日本語を意欲的に学びたい太子町在住の外国人を対象とした日本語学習教室の開催に向け、社会福祉協議会と連携し、ボランティア講師の養成やスキルアップ、外国人交流会などを行うTAISHI多文化コミュニケーション事業を実施します。

公民館におきましては、地域の人材や特性を生かした各種講座やたちばな大学などを開設し、生涯学習の拠点として、多様化する学習ニーズに対応できるよう、引き続きその活動を支援するとともに、異世代交流として、かるた大会や茶道、版画、囲碁などのふれあ

い講座の実施により、伝統文化の継承と地域のコミュニティの創出、活性化を図ります。

また、中央公民館のふれあいホールのリニューアルと石海、龍田公民館の耐震診断を実施します。

図書館におきましては、平成25年11月に運用を開始した図書館システムにより、インターネットを通じて自宅などから図書の検索や予約が可能となり、利用者の利便性が向上しました。これに伴い、新たに第2、第4、第5月曜日の開館時間を18時まで延長することに加え、専用のホームページや広報で魅力的な情報発信により、さらなる利用者の増加を目指します。また、快適な環境で利用していただくため、老朽化した空調設備の改修を行います。

次に、人権学習の推進ですが、多様化する人権課題に学校、家庭、地域社会が一体となり取り組んでいけるよう、民主化推進協議会と連携し、講演会や住民学習会、リーダー研修会などを開催し、継続的な人権尊重精神の普及に努めてまいります。

さらに、人権啓発と住民交流の拠点である南総合センターの老朽化による改修に向けて、今年度は耐震診断と実施設計を行います。

第3点、歴史文化の再発見と活用ですが、歴史資料館では峰相記に登場する伝説の将軍藤原貞國を紹介する「伝説の将軍藤原貞國」を含む2回の企画展を開催するとともに、歴史講座や現地見学会、小・中学生対象の歴史探検隊を引き続き実施し、地域の歴史文化に対する関心をさらに高められるよう取り組んでいきます。

第4点、芸術文化の振興ですが、文化、芸術活動の振興を図る公募美術展を引き続き開催し、各分野における住民の創造活動を促進し、その成果の発表と観覧者に感動を与える機会を創出いたします。

文化会館におきましては、すぐれた芸術文化を鑑賞する機会を幅広く創出するため、L

I V E i n A S U K Aのほか19の自主事業などを開催いたします。

また、経年劣化による大ホールの調光操作卓の更新などを実施するとともに、施設予約及びチケット販売につきましては、インターネットでリアルタイムな施設の空き状況確認と仮予約、コンサートなどの空席状況確認とチケット予約が可能となる新システムを導入することで円滑な施設運営と利用者の利便性の向上を図ります。

第5点、観光振興によるにぎわいづくりでございますが、NHK大河ドラマ「軍師官兵衛」の放送による兵庫県全域の観光PRを好機とし、太子町観光協会や観光ボランティアガイドなどと連携を図りながら、まちの魅力発信による誘客の促進と観光資源の発掘に積極的に取り組みます。

その一環として、現在歴史の陰に埋没しておりますが、室町時代、通称城山と呼ばれている大山に築城された楯岩城の城跡及び周辺里山林を住民ボランティアの力で整備し、貴重な町内の歴史的遺産に再び息吹を吹き込もうとする、もののふの心薫る楯岩城の森再生プロジェクトが本格的にスタートすることに伴い、その住民活動を支援していきます。

太子あすかふるさとまつりにつきましては、第20回を記念し、来場者の心に残る魅力あふれるプログラムを企画するとともに、昨年新たな集客につながったJR網干総合車両所で実施されるふれあいフェアにつきましても引き続き同時開催に向けて調整を図り、太子町の魅力を広く知っていただく機会の創出を図ります。

また、特産品の普及啓発のため、太子町産大豆の増産を目的とした大豆栽培農家への支援に加えて、新たに太子みそづくり体験教室を開催するとともに、太子いちじくすい一つの普及促進など、特産品を利用した商品開発と情報発信を推進していきます。

政策8、「産業の活気あふれるまちづくり」について申し上げます。

第1点、美しい田園景観を維持する農業の

振興でございますが、土地の有効利用と都市近郊農業という特色を生かし、ジャガイモ、サツマイモの収穫を体験する観光オーナー事業や景観形成と休耕田の利活用を図るため、地域のレンゲまつり、そばまつりを引き続き支援します。

また、国の経営所得安定対策制度、農業者戸別所得補償制度の活用や町内営農組合の大型機械導入への補助を行うことで農業生産力の確保を図るとともに、食料自給率の向上と農業経営の安定化を目指します。

さらに、農業者の高齢化、後継者不足及び遊休農地の増加などが大きな課題となっている中で、農業委員会と連携しながら農地の利用状況を把握し、その有効利用を図ります。

また、国、県、JA及び地域農業再生協議会などの関係機関と連携を図りながら、農地バンク制度を活用した農地の利用促進により新規の就農者や認定農業者の掘り起こし、集落営農組織の育成を引き続き推進することで、本町の特性に沿った農業振興を図ってまいります。

次に、農産物の地産地消対策でございますが、直売所の固定化と学校給食センターへの安定した食材の納入を継続するとともに、生産者団体である太子ふれあい市や太子いちじく部会を引き続き支援いたします。

次に、土地基盤の整備として、安全確実に水利管理を行うため、宮本地区の用水路の堰を鋼製に更新いたします。

第2点、にぎわいある商業の推進でございますが、太子町商工会と連携しながら、活力ある地域の中小企業の育成と支援を目的とした経営改善普及事業及び地域振興事業を引き続き実施いたします。

また、仕事について悩んでいる若者やその家族を対象として相談などを行う、専門職による若者サポートステーションを引き続き開設いたします。

さらに、消費者被害が多様化、深刻化する中、被害を防ぐための積極的な情報提供と、より迅速な支援を行うため、消費生活相談員

の配置日数を月4日から6日に増やすことで相談窓口の充実を図り、消費者行政の推進体制強化に取り組みます。

政策9、「自治と連携による力強いまちづくり」について申し上げます。

第1点、参画と協働の推進でございますが、新たな第3次男女共同参画プランに基づき、（仮称）女性の人権と福祉フォーラムを開催し、女性の社会的立場の向上と活躍が尊重されるとともに、ドメスティックバイオレンスを許さない社会を目指した取り組みを進めます。

また、平成26年度においても、まちづくりの集いや町民提案箱などにより町民ニーズの把握に努めるとともに、パブリックコメントや審議会の公募委員の参加など幅広い広聴活動を展開し、町民の皆様の御意見を反映いたします。

さらに、町内外への行政情報の発信としまして、「広報たいし」と太子町長定例記者会見のさらなる内容の充実により魅力あるまちづくりの情報発信を行っていきます。

ホームページにつきましては、近年急速に普及したスマートフォンの利用者に配慮した画面の変換機能を備えるとともに、音声による読み上げ機能や外国語への変換などに対応し、町の新しい顔となるようリニューアルを行います。

さらに、ふるさとを応援したいという方々の温かい思いを形にするふるさと応援基金活用事業について、新庁舎建設事業に寄せられた寄附はその事業費に、将来のアスリート養成のために寄せられた寄附はJリーグのヴィッセル神戸チームスタッフによるサッカー教室の開催に活用することで、寄附者の思いを太子町の輝く未来のために役立てます。

第2点、太子町行政力のパワーアップでございますが、第5次太子町総合計画につきましては、平成22年度の計画開始より5年を迎えることから、効率的かつ迅速な政策目標の実現を目指して、基本計画の見直しと必要に応じた改定を検討します。

また、宇宙サミット参画事業といたしまして、群馬県館林市市制60周年記念事業として開催される同市出身の向井千秋宇宙飛行士の記念講演会に野口聡一宇宙飛行士ゆかりのまちとして子供たちと一緒に参加し、都市間交流を図ります。

そして、新たな窓口サービスとして、婚姻、出生、転入の手続で窓口に来られた方に対して、おもてなしの心で記念品を贈呈し、新しい町民の誕生や人生の門出を祝う太子町おもてなし事業を開始いたします。

さらに、キャッシュカードを決済端末機に通し、暗証番号を入力するだけで口座振替の申込手続ができるペイジー口座振替受け付けサービスを導入し、利用者の利便性の向上を図ります。

情報化の推進でございますが、システム保守期間の終了を迎える基幹業務システムについて、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度に対応する新システムを構築し、また同じくマイナンバー制度に対応するため、住民基本台帳システムの改修を行います。

次に、行政改革の推進でございますが、第5次太子町新行政改革大綱を着実に推進するため、行財政の現状など情報の発信を行い、町民の理解と協力のもとに行政サービスの効率化と経費の節減に努め、持続可能な安定した行財政運営に取り組みます。

最後に、「人がつどう、まちがめぐる、太子がつながる」のコンセプトのもと、地域交流スペースを備えた地域交流の拠点として、また災害時に町の安心・安全を守る防災、避難拠点として整備を進めている新庁舎建設事業につきましては、この場所を拠点とした人と人とのつながりの輪が町の隅々まで広がり、かたいきずなでしっかりと結ばれた大きな「和」へと成長ができるよう、未来の太子町の姿をしっかりと見据えながら着実に取り組んでまいります。

以上が平成26年度の太子町行政運営に取り組む私の所信と施策の概要であります。これ

まで以上に町民、議会、行政が一体となり、総合計画の基本目標“和のまち太子”の実現に向け、「活きるまち」、「誇れるまち」、「つながるまち」、「安心のまち」の基本理念のもと全力を傾注いたします。

今期定例会に提案しております案件につきましては、慎重なる審議の上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げまして、施政方針を述べさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 町長の施政方針の説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は午後１時といたします。

（休憩 午前11時59分）

（再開 午後０時59分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

### 日程第１３ 議案第８号 町道路線の認定について

○議長（橋本恭子） 日程第13、議案第８号町道路線の認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第８号町道路線の認定について説明を申し上げます。

今回の認定につきましては、都市計画法第40条による帰属路線10路線を認定するものがあります。

起点、終点、道路延長、道路幅員等の概要につきましては、議案別紙で添付しております。また、箇所につきましては、参考資料に路線地図を添付しております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

### 日程第１４ 議案第９号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定

について

○議長（橋本恭子） 日程第14、議案第９号太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第９号太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

報酬及び費用弁償の支給対象としておりました男女共同参画プラン策定委員会委員について、太子町男女共同参画プラン策定委員会条例が平成26年３月31日に失効することに伴い、条文の関係部分を削除及び整理するものであります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げまして提案説明といたします。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

### 日程第１５ 議案第１０号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋本恭子） 日程第15、議案第10号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第10号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

このたびの改正は、少子化対策及び子育て支援の一環で、町単独事業として、平成26年７月から、３歳の誕生月までの医療費の完全無料化を実施するため、本条例の関係部分を改正するとともに、老人医療費助成事業及び母子家庭等医療費助成事業について、兵庫県第３次行財政改革により福祉医療費助成事業実施要綱等が改正されることに伴い、本条例の関係部分を改正するものであります。

改正内容は、重度障害者医療、乳幼児等医療及び母子家庭等医療における医療費の無料化の対象に3歳の誕生日の属する月の末日を経過しない者に係る入院以外の療養である場合を追加、被保険者等負担額を全額助成するものであります。

また、県の行財政改革により、福祉医療費助成事業実施要綱及び母子家庭等医療費給付事業実施要綱の改訂に伴い、老人医療費助成事業において、一部負担金の割合及び負担限度額を改正するものでございます。

また、母子家庭等医療費助成事業においては、対象を経済的不安の大きい低所得者層に重点化するため、低所得者以外の受給者の所得制限限度額及び負担限度額を改正するものでございます。

詳細につきましては副町長より御説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第10号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

今回の改正は、少子化対策、子育て支援の一環として、従前より乳幼児等に係る医療費の完全無料化に向け検討してきたところでございますが、町民の皆様のニーズの高まり、近隣市町の動向を勘案し、当町の財政状況を踏まえ、町単独事業として、平成26年7月から、3歳の誕生日までの医療費の完全無料化を行うため、本条例の関係部分を改正するとともに、老人医療費助成事業及び母子家庭等医療費助成事業について、兵庫県第3次行財政改革により福祉医療費助成事業実施要綱等が改正されることに伴い、本条例の関係部分を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、3歳の誕生日までの医療費の完全無料化につきましては、第3条第1項第2号の改正で重度障害者医療、第3号の改正で乳幼児等医療、第4号の

改正で母子家庭等医療について、3歳の誕生日の属する月の末日を経過していない者に係る入院以外の療養である場合を無料化の対象に加え、被保険者等負担額を全額助成するものでございます。

現行では、1医療機関について月2回まで、乳幼児等医療では1日800円、重度障害者医療、母子家庭等医療では1日600円を上限として御負担をいただいておりますが、3歳の誕生日まで無料とするものでございます。約1,000人が対象となり、年間約1,300万円の増を見込んでおり、平成26年度当初予算では約845万円を計上いたしております。

次に、県行革に伴う改正として、1点目に老人医療費助成事業を改正しております。

内容としましては、第3条第1項第1号の改正により、一部負担金の割合及び負担限度額の改正をしております。

国における70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金の軽減特例措置の見直しにより、平成26年度以降70歳に到達する方の一部負担金の割合が法定の2割となることから、現行制度を継続すると70歳から74歳の低所得者Ⅰと区分される市町村民税非課税世帯で年金収入が80万円以下であり、かつ世帯全員に所得がない方より65歳から69歳の低所得者Ⅰの方の自己負担割合が低くなる逆転現象が生じるので、これを解消するため、65歳から69歳の低所得者Ⅰの負担割合を1割引き上げて2割とし、また65歳から69歳の低所得者Ⅱと区分される市町村民税非課税世帯で年金収入を加えた所得額が80万円以下の方は、低所得者Ⅰとの負担の均衡を図るため、負担限度額について、現行「8,000円」としている外来分を「1万2,000円」に、現行「2万4,600円」としている入院分を「3万5,400円」に引き上げております。

なお、経過措置といたしまして、附則第3項第1号により、平成26年6月30日までに既に65歳の誕生日を迎えた現行の老人医療費の支給の要件を備えている方は、70歳に達する日の属する月の末日まで現行の老人医療と同

等の助成を行うこととしております。

県行革に伴う改正の2点目として、第3条第1項第4号及び第4条第1項第4号で母子家庭等医療費助成事業を改正しております。

内容としましては、現行児童扶養手当の一部支給の所得制限の基準を準用しているものを改正後は全部支給の所得制限の基準を準用することとし、対象者が狭まっております。ただし、低所得者として区分される市町村民税非課税世帯で年金収入を加えた所得額が80万円以下の方については現行のとおりいたします。負担限度額についても、現行入院以外1日600円、入院、月2,400円であるのを改正後は入院以外1日800円、入院、一月3,200円に引き上げ、乳幼児等医療費助成制度やこども医療費助成制度など他の助成制度の負担金額との均衡を図っておりますが、経済的不安の大きい低所得者層への助成については、所得制限と同じく現行のままとしております。この改正により、母子家庭等医療費助成事業の対象外となった中学校3年生までの乳幼児等及び子供が所得制限の緩やかな乳幼児等の医療費助成事業及びこども医療費助成事業の受給者に移行することとなる見込みでございますが、一定所得以上の親及び高校生については実質的に福祉医療費助成事業の対象外となるものでございます。

施行日につきましては、平成26年7月1日からとしております。

なお、当該条例の改正に伴う予算についてですが、兵庫県第3次行財政改革のスケジュールと当町の平成26年度一般会計当初予算編成の確定時期が合わなかったため、平成26年度当初予算への反映ができておりません。平成26年6月定例会で補正予算を計上させていただくことで御了承いただきたいと存じますとともに、対象者の方々に周知するため、当該条例改正の議決がこの3月で必要でありますので、その点についても御理解をお願いいたします。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第16 議案第11号 長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋本恭子） 日程第16、議案第11号長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第11号長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、現行77歳以上の方全員に支給しております当該祝い金について、県下市町の実施状況及び子育て支援や障害者施策を含めた福祉関連予算のバランスを考慮し、支給額の見直し及び節目年齢での支給に改めるものであります。

また、今回の改正により、本条例において、従来の百歳以上祝金支給条例による支給対象者を対象とすることとするため、附則により百歳以上祝金支給条例を廃止いたします。

詳細につきましては副町長より御説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第11号長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定につきまして詳細説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、長寿祝金条例の支給対象者及び支給金額等の改正を行うものです。

長寿祝金条例は昭和46年3月15日に制定され、昭和46年度から数え年80歳以上の方を対象に3,000円が支給されましたが、その後の改正を経て、平成18年度からは現行の77歳以上79歳までの方に3,000円、80歳以上の方に

5,000円を支給してまいりました。

しかしながら、平成24年度の兵庫県下の敬老祝金事業等に関する調査結果において、本町及び南あわじ市を除く28市11町は支給対象者を節目年齢にしている、または制度を廃止している状況でございまして、少子・高齢社会の現状から子育て支援策や障害者施策を含めた福祉関連予算のバランスを考慮し、現行の満77歳以上全員への支給から節目年齢での支給に改正するものでございます。

節目年齢の設定及び支給額につきましては、県下で節目年齢支給を行っている市町を参考に、節目年齢を77歳の者、88歳の者、100歳に到達した者、100歳を超える者に設定し、支給額につきましては、77歳の者に1万円、88歳の者に2万円、100歳に到達した者に10万円、100歳を超える者に2万円といたしております。

第2条中、年齢の基準日を国民の祝日に関する法律第2条に規定する敬老の日現在としておりましたが、敬老の日が9月の第3月曜日となっていることから、今年度の対象者が来年度も対象となる、あるいは今年度も来年度も支給対象とならないといったことが生じるため基準日を固定する必要がある、老人の日である9月15日現在に改正いたしております。

また、長寿祝金につきましては、引き続き1年以上町内に住所を有する者、百歳以上祝金につきましては、本町に引き続き5年以上としておりましたが、居住年数を設定されている市町を参考に要件を緩和し、77歳、88歳、100歳を超える者につきましては設定をせず、100歳に到達した者のみ1年以上といたしております。

また、今回の改正により、長寿祝金条例において百歳以上祝金支給条例の対象者を支給対象とするため、附則により百歳以上祝金支給条例を廃止いたします。

以上で議案第11号長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い

いたします。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第17 議案第12号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（橋本恭子） 日程第17、議案第12号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第12号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、地方税法施行令等の一部改正に伴い、関係する当該条例を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、まず国民健康保険税のうち後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を「14万円」から「16万円」に、介護納付金課税額の課税限度額を「12万円」から「14万円」に改めるものです。課税限度額を引き上げることで高所得者に負担を求めることとなる反面、中間所得層に配慮した税額設定が可能となる改正でございます。

次に、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者数に世帯主を含め2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずるべき金額を「35万円」から「45万円」に改め、低所得者層に係る保険税の軽減対象の拡大を図るものでございます。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げまして提案説明といたします。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第18 議案第13号 太子町立図書館の設置及び管理に関する**

**る条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（橋本恭子） 日程第18、議案第13号太子町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第13号太子町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、図書館の開館時間のうち第2、第4及び第5月曜日は現行午後1時までと規定しておりますが、利用者からわかりにくいとの指摘が多いため、利便性の向上を図るため、月曜日の開館時間についても、金曜日を除く他の曜日と同様に、午後6時まで改めるものでございます。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第19 議案第14号 太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋本恭子） 日程第19、議案第14号太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第14号太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、文化会館の使用時間について、現行では原則延長することはできず、やむを得ない場合、館長の許可を得

て、30分を限度として延長することができる」と規定しておりますが、利用者より準備等で使用時間を繰り上げて使用したいとのニーズに応えるため、教育委員会の許可を得て、使用時間の前後30分を限度として使用時間を延長または繰り上げることができるよう、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第20 議案第15号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について**

○議長（橋本恭子） 日程第20、議案第15号兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第15号兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について説明を申し上げます。

南あわじ市・洲本市小中学校組合に退職手当の支給対象となる職員の採用見込みがないことに伴い、平成26年3月31日付での同組合の脱退及び小野加東環境施設事務組合に加西市が加入することに伴い、平成26年4月1日付で組合名称の変更により規約を変更するものであります。

この改正により、本組合構成市町等の数は19市12町28一部事務組合から19市12町27一部事務組合となります。

なお、施行日については平成26年4月1日であります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第 2 1 議案第 1 6 号 兵庫県後期
高齢者医療広域連合規約の
変更について**

○議長（橋本恭子） 日程第21、議案第16号 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第16号兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度については、平成25年8月の社会保障制度改革国民会議の報告等により、国の方針として存続していくとの結論に至っています。

兵庫県後期高齢者医療広域連合の今後の制度運営に当たり、現規約において1人と定めている副広域連合長を2人にすることにより、執行機関の強化を図り、より安定的な制度運営を行うものであります。

なお、施行の日は、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づく、兵庫県知事の許可を受けた日としております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第 2 2 議案第 1 7 号 平成 2 6 年  
度兵庫県太子町一般会計予  
算**

○議長（橋本恭子） 日程第22、議案第17号 平成26年度兵庫県太子町一般会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第17号平成26年度兵庫県太子町一般会計予算について説明を申し上げます。

総額は120億8,896万5,000円、対前年度比で30億1,112万6,000円、33.2%の増となっております。この予算規模拡大の主な要因は、新庁舎建設事業の実施によるものでございます。

歳入予算の主な増減については、町税においては、個人住民税の納税義務者の増加と東日本大震災に係る復興支援増税措置の一つである個人住民税均等割額が500円引き上げられることにより1,791万7,000円の増、固定資産税の住宅用敷地に係る課税標準額の評価額に対する負担水準の上限が9割から10割に引き上げられること、新築家屋の軽減措置が終了することなどにより2,271万9,000円の増となります。

また、地方消費税交付金は、消費税引き上げにより5,320万円の大増を見込んでおります。よって、消費税の引き上げに伴い、段階的に引き下げとなる自動車取得税交付金、その他交付金の増減を合わせまして、対前年度比は3,441万7,000円の増となっております。

地方交付税は、地方財政収支見通しに基づき算定した結果、対前年度比4,000万円、2.4%の増、繰入金是新庁舎建設事業に係る基金の取り崩しにより8億3,301万円、579.7%の増、町債は新庁舎建設事業債の増により対前年度比15億8,010万円、217.1%の増でございます。

歳出予算の増減については、主に総務費は新庁舎建設工事費の増により対前年度比24億8,457万2,000円、225.6%の増、民生費は扶助費及び繰出金の増により対前年度比2億6,781万6,000円、8.5%の増、土木費は総合公園整備事業、橋りょう修繕工事費、下水道事業特別会計繰出金の増等により対前年度比2億5,200万2,000円、18.2%の増となっております。その他に、債務負担行為では2事

業、地方債では8事業を設定し、一時借入金、歳出予算の流用については前年度と同様としております。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第17号平成26年度兵庫県太子町一般会計予算について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

53ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費につきましては、前年度と比べまして619万円の減でございますが、主なものとしては、町村議会議員共済会への支払う給付費負担金の負担率の減によるものでございます。

55ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料及び節3職員手当等につきましては、前年度と比べまして、給料1,422万7,000円、職員手当等816万8,000円の減でございます。内容としましては、主に職員数の減によるものでございます。また、再任用職員につきましては、2名の給料を計上しております。町長の給与削減につきましては、給料213万6,000円、職員手当等75万4,000円の減、副町長は給料87万6,000円、職員手当等30万9,000円の減でございます。節4共済費につきましては、129万7,000円の減で、市町村職員共済組合の負担率の変更等に伴うものでございます。

59ページをお願いいたします。

節19負担金・補助及び交付金につきましては、前年度と比べまして3,765万8,000円の減となっておりますが、主に市町村職員退職手当組合負担金の負担率の変更及び定年退職者4名の減による特別負担金の減によるものでございます。

目2文書広報費につきましては、前年度と比べまして427万7,000円の増となっております

ですが、主に導入から5年が経過した町ホームページの更新に伴う委託料の増によるものでございます。

61ページをお願いいたします。

目4会計管理費につきましては、25万9,000円の増となっております。これは本年10月から予定しておりますキャッシュカードで町税等の口座振替の申し込みができるペイジー口座振替受け付けサービスの新規導入に伴う金融機関の取扱手数料等によるものでございます。

63ページをお願いいたします。

目6企画費につきましては、前年度と比べまして29万5,000円の増となっておりますが、主に民営乗り合いバスの赤字路線へ経費を一部負担する民営乗合バス運行補助金の増額及び揖龍広域センターの廃止に伴う事業分負担金の減額によるものでございます。

65ページをお願いいたします。

目7電子計算機費、節13委託料につきましては、前年度と比べまして7,757万1,000円の増でございますが、主にシステム保守期限の到来及びマイナンバー制度等の対応に伴う基幹業務システム構築委託料の増でございます。

67ページをお願いいたします。

目9防犯対策費、節15工事請負費につきましては、防犯灯LED化工事により1,200万円の増となり、前年度に引き続き長寿命化、省エネによる維持費軽減のため実施するものでございます。

73ページをお願いいたします。

目15新庁舎建設費、節15工事請負費25億7,000万円につきましては、新庁舎、地域交流センター、防災備蓄倉庫等の建設工事等でございます。

75ページをお願いいたします。

項2徴税費、目2賦課徴収費、節13委託料につきましては、前年度と比べまして1,263万3,000円の減となっております。これは固定資産税における3年に1度の評価がえ時における土地評価額算定に伴う不動産鑑定

士による土地鑑定評価業務が終了したことによる減でございます。

77ページをお願いいたします。

項3戸籍事務基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節13委託料につきましては、前年度に比べまして423万7,000円の増となっております。これは平成26年度、27年度で実施する番号法に係る個人番号付番通知までの住基システム改修委託料の増及び前年度に終了しました戸籍総合システム改修委託料の減によるものでございます。

79ページをお願いいたします。

項4選挙費につきましては、27年度に改選期日を迎える兵庫県議会議員選挙及び太子町議会議員選挙並びに26年度に改選期日を迎える農業委員会選挙の執行費用を計上いたしております。

81ページをお願いいたします。

項5統計調査費、目2指定統計調査費、節1報酬につきましては、農林行政の推進のため5年ごとに実施する農業センサス等の実施によるものでございます。

85ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金につきましては、国民健康保険特別会計繰出金であります。前年度に比べまして1,749万7,000円の減となっておりますが、前年度は保険税率の改正に当たり、被保険者の負担軽減を図るため2,000万円を繰出金として計上しておりましたが、本年度は国民健康保険特別会計で財源調整できたことによる減でございます。

87ページをお願いいたします。

目2老人福祉費、節28繰出金につきましては、介護保険特別会計繰出金でございます。保険給付事業繰り出しが前年度と比べまして2,214万3,000円増の3億222万2,000円、介護サービス事業繰り出しが109万6,000円増の794万円でございます。

89ページをお願いいたします。

目4後期高齢者医療費、節19負担金・補助及び交付金につきましては、後期高齢者医療

費負担金として市町が負担義務を負うもので、兵庫県後期高齢者医療広域連合へ拠出する額を計上いたしております。前年度に比べまして1,683万3,000円の増となっておりますが、後期高齢者医療費の増によるものでございます。

なお、目3老人医療費で150万1,000円の増、ページは飛びますが、93ページの目7障害者医療費で606万7,000円の増、103ページの項2児童福祉費、目4母子家庭等医療費で297万7,000円の増、105ページの目6乳幼児等医療費で629万3,000円の増となっております。これらは平成25年度の医療費の動向、過去の医療費の推移、受給者数の増減等を勘案し、計上いたしております。

なお、議案第10号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてで御説明申し上げましたが、乳幼児等医療費につきましては、町単独事業として、3歳の誕生日までの医療費の完全無料化を実施することとしており、約845万円の増を見込んでおります。

また、県の行革により福祉医療費助成制度の見直しが行われておりますが、第3次案の影響額については、当初予算への計上が間に合わなかったため、次期の補正予算に計上させていただきます。

91ページをお願いいたします。

目6障害者福祉費、節20扶助費につきましては、前年度と比べまして3,965万2,000円の増となっておりますが、主な要因といたしまして、障害福祉サービス利用者及びサービス内容の増加による介護給付費等の増によるものでございます。

97ページをお願いいたします。

目10臨時福祉給付金等給付事業費につきましては、本年4月からの消費税率の引き上げに際し、低所得者に与える負担の影響に配慮し、暫定的、臨時的な給付措置を行うため、給付費及び事務費として9,056万円を計上いたしております。

99ページをお願いいたします。

項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費、節13 委託料、子ども・子育て支援事業計画策定委託料につきましては、子供に良質な生育環境を保障するため、ニーズ調査結果等に基づき、27年度からの5カ年の受給計画策定を委託するものでございます。

109ページをお願いいたします。

目9 子育て世帯臨時特例給付金給付事業費につきましては、消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和する観点から臨時的な給付措置を行うため、給付費及び事務費として5,492万5,000円を計上いたしております。

113ページをお願いいたします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目2 予防費、節13 委託料につきましては、前年度と比べまして505万7,000円の減となっております。主な要因といたしましては、日本脳炎接種委託料、ポリオ接種委託料及び子宮頸がん予防接種委託料の減でございます。

119ページをお願いいたします。

目4 環境衛生費、節19 負担金・補助及び交付金につきましては、住宅用太陽光発電システム設置補助金を新規に500万円計上し、太陽光発電の普及に向け支援を実施するものでございます。

項2 清掃費、目1 清掃総務費、節19 負担金・補助及び交付金につきましては、揖龍保健衛生施設事務組合負担金のうち塵芥処理費、し尿処理費が増額となる一方、組合運営費、収集運搬費が減額となり、前年度と比べまして78万1,000円の増となっております。

目2 塵芥処理費につきましては、上太田瓦礫処分場の土砂の搬出費用等を計上しており、昨年度と比べまして907万7,000円の増となっております。

125ページをお願いいたします。

款6 農林水産業費、項1 農業費、目3 農業振興費、節19 負担金・補助及び交付金のうち環境保全型農業直接支払交付金につきましては、化学肥料等の低減や地球温暖化防止を目的とした営農活動に取り組む農業者を支援す

るものでございます。

129ページをお願いいたします。

目7 国土調査費、節13 委託料、地籍調査事業委託料につきましては、町域の地籍の明確化を図るため平成20年度から事業着手しておりますが、24年度から実施している吉福地区につきまして26年度も引き続き取り組むものでございます。節18 備品購入費につきましては、初年度の地籍調査完了地区で6年が経過し、立ち会い時に設置した境界ぐいが埋没等により不明となる場合が想定されることから、境界確認のため測量機器を購入するものでございます。

131ページをお願いいたします。

款7 商工費、項1 商工費、目1 商工振興費、節21 貸付金につきましては、町内の中小企業者への資金融資を促進し、企業経営の安定を図るために設置している町の融資制度に伴う金融機関への預託金でございます。事業主が制度を利用しやすいよう貸付条件を見直すため、預託金を1,500万円から3,000万円に増額いたしております。

目2 観光費、節13 委託料につきましては、町内外の住民に太子みそづくりを体験していただくとともに地域グルメを組み合わせることで、観光客の増加及び太子みその販路拡大を目指すものでございます。

135ページをお願いいたします。

款8 土木費、項2 道路橋りょう費、目1 道路橋りょう総務費、節13 委託料のうち橋梁調査設計業務委託料につきましては、24年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づき、JR高架部を除く太子陸橋の修繕設計業務委託を行うものでございます。節15 工事請負費につきましては、昨年度調査設計を行った長金陸橋の修繕工事を行うものでございます。

139ページをお願いいたします。

目4 幹線道路整備事業費、節13 委託料のうち物件調査補償費積算業務委託につきましては、網干線ほかの事業着手に伴うものでございます。節17 公有財産購入費につきましては、網干線外道路用地の購入費でございま

す。

141ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節19負担金・補助及び交付金のうち住宅耐震改修促進事業補助金につきましては、わが家の耐震改修促進事業工事費の県補助に20万円を上限として上乗せで補助するものでございます。

143ページをお願いいたします。

目4公園事業費、節13委託料につきましては、総合公園東側の町道松ヶ下県道線道路整備及び園路整備に係る測量実施設計業務委託料でございます。節15工事請負費につきましては、多目的広場、グラウンド等の施設整備を行うものでございます。

145ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費、目1常備消防費、節19負担金・補助及び交付金につきましては、前年度と比べまして6,175万3,000円の増となっており、西はりま消防組合への広域消防本部の指令センター整備工事等による増額となっております。

149ページをお願いいたします。

目4災害対策費につきましては、前年度と比べまして79万円の増となっておりますが、主に経年劣化した町指定避難所における避難所標識の更新に伴う工事費の増額によるものでございます。

157ページをお願いいたします。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節15工事請負費、太田小学校等職員駐車場舗装工事費につきましては、県民まちなみ緑化事業を利用して47区画を芝生化し、その残りをアスファルト舗装するものでございます。

159ページをお願いいたします。

目2教育振興費、節7賃金のうち指導補助員賃金につきましては、9年間の義務教育のスタートに当たる小学校1年生の時期が学校での学習習慣を形成する上で大変重要なものであることから、確かな学力の向上や学習への関心、意欲を育むために、小学校1年で実

施する主に午前中の国語の授業で、担任教諭に加えて指導補助員を4小学校に5名配置するものでございます。

167ページをお願いいたします。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節13委託料のうち耐震診断補強実施設計委託料につきましては、本町では義務教育施設の耐震補強が全て完了しており、今後耐震診断が必要となる対象建物は斑鳩幼稚園、太田幼稚園のみとなっているため、26年度中に診断を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて27年度に耐震補強工事の実施を予定するものでございます。

175ページをお願いいたします。

項5社会教育費、目3青少年教育費、節8報償費のうち土曜教育推進員謝礼につきましては、土曜日教育支援体制等構築事業の一環として、小学校5、6年生を対象に外国人による土曜日英会話教室を新たに実施し、生きた英語の習得と異文化交流を図るものでございます。

177ページをお願いいたします。

節15工事請負費につきましては、設置後30年が経過しました石海学童保育園の1階の空調設備にふぐあいが発生し、メーカーによる部品の供給も終了しているため更新するものでございます。

181ページをお願いいたします。

目6図書館費、節11需用費のうち修繕料につきましては、経年劣化により図書館の空調設備を更新するものでございます。

185ページをお願いいたします。

目7会館管理費、節11需用費のうち修繕料につきましては、主に大ホール舞台照明の調光操作卓が設置から20年が経過し、本番中に操作のふぐあいが発生しないよう設備を更新するものでございます。節13委託料につきましては、現在使用しております施設予約管理システムの再リースが満了することに伴い、新たに施設予約及びチケット販売システムを導入するものでございます。

191ページをお願いいたします。

項6保健体育費、目1保健体育総務費、節13委託料につきましては、32万8,000円の増となっておりますが、ふるさと応援寄附金を財源として、Ｊリーグのヴィッセル神戸チームスタッフの指導によるサッカー教室を開催するものでございます。

195ページをお願いいたします。

目3総合公園管理費、節11需用費のうち修繕料につきましても、前年度と比べまして207万1,000円の増となっておりますが、陸上競技場西側の遊具修繕及び機械の改修等を実施するものでございます。

197ページをお願いいたします。

目4給食センター費、節13委託料のうち給食センター整備見直し基本構想委託料につきましては、築41年が経過した学校給食センターの老朽化に伴い、衛生管理及び労働安全衛生に配慮した改築計画を進めるため、基本構想の見直しを委託するものでございます。

以上で歳出の詳細説明を終わります。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

15ページをお願いいたします。

款1町税、項1町民税、目1個人につきましては、予算額15億5,481万6,000円で、前年度と比べまして1,473万4,000円、1.0%の増となっております。主な要因といたしましては、納税義務者の増加見込みと税制改正により東日本大震災に係る復興支援増税措置の一つとして、平成26年度から個人町民税均等割額が年額500円引き上げられることによる増収見込みによるものでございます。

目2法人につきましては、予算額1億6,748万3,000円で、前年度と比べまして318万3,000円、1.9%の増となっております。税割を平成25年度とほぼ同様と見込み、増収の要因は9号法人1社の増による均等割額の増額によるものでございます。

項2固定資産税、目1固定資産税につきましては、予算額19億1,921万4,000円で、前年度と比べまして2,272万5,000円、1.2%の増となっております。その内訳は、土地が7億6,715万3,000円で、1,854万円の増でありま

すが、これは住宅用敷地に係る課税標準額の評価額に対する負担水準の上限が9割であったものが法改正により10割を上限に引き上げられることになったことにより税負担が増加するものでございます。家屋は7億5,282万1,000円で、2,152万1,000円の増であります。これは新築、新增築家屋分の税収が増加することと、平成25年度で築後3年及び5年の新築家屋の軽減措置が終了することで税額が増となることによるものでございます。償却資産は3億5,324万円で、1,733万6,000円の減となっております。

17ページをお願いいたします。

項3軽自動車税につきましては、予算額7,155万8,000円で、前年度と比べまして246万6,000円、3.6%の増でございます。これは自家用乗用車の登録台数が平成25年度7,663台から8,051台と、388台の増加が見込まれることによる増でございます。

項4町たばこ税につきましては、予算額が2億6,021万9,000円で、前年度と比べまして500万5,000円、1.9%の減でございます。主な要因といたしましては、喫煙者の減少に伴う販売本数の減を見込んだことによるものでございます。

19ページをお願いいたします。

款2地方譲与税、款3利子割交付金、款5株式等譲渡所得割交付金、款8自動車取得税交付金及び款9地方特例交付金につきましては、景気の動向及び制度改正により減収見通しとなり、前年度と比べまして合計2,348万3,000円の減となっております。

款6地方消費税交付金につきましては、消費税率の引き上げによる影響額を見込み、5,320万円の増額となっております。

款10地方交付税につきましては、前年度と比べまして基準財政需要額の増加が見込まれ、4,000万円の増となっております。

31ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節1道路橋りょう費補助金のうち都市計画道路整備費補助金3,190万円

につきましては、歳出で申し上げました網干線外道路用地購入費及び物件調査補償費積算業務委託でございます。橋梁長寿命化事業補助金5,659万5,000円につきましては、長金陸橋修繕工事及び太子陸橋修繕設計業務委託に係る補助金でございます。補助率は、ともに10分の5.5でございます。節2都市計画費補助金のうち都市公園事業費補助金1億900万円のうち1億500万円につきましては、総合公園施設費として、補助率2分の1、残りの400万円につきましては、総合公園用地費として、補助率は3分の1でございます。都市再生整備計画事業費補助金1億7,980万円のうち1億7,960万円につきましては、地域交流センター交流広場の整備等に係る交付金で、補助率10分の4でございます。

35ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務費補助金につきましては、前年度と比べまして96万6,000円の増となっておりますが、生活交通バス支援事業費補助金の増額によるものでございます。

39ページをお願いいたします。

目6教育費県補助金、節2社会教育費補助金のうち土曜日教育支援体制等構築事業補助金につきましては、歳出で申し上げました外国人による土曜日英会話教室事業の補助金でございます。

項3委託料、目1総務費委託金、節4選挙費委託金につきましては、平成27年度に執行が予定されている兵庫県議会議員選挙の委託金でございます。

43ページをお願いいたします。

款18繰入金、項2基金繰入金、目3公共施設建設基金繰入金、節1公共施設建設基金繰入金につきましては、4億円を取り崩し、新庁舎建設工事費の財源とするものでございます。

款21町債、項1町債、目1総務費、節1庁舎建設事業費12億5,760万円につきましては、新庁舎建設事業に係る起債でございます。充当率は75%でございます。

51ページをお願いいたします。

目2土木債、節1都市計画事業債3億4,410万円につきましては、総合公園整備事業及び都市再生整備計画事業に係る起債でございます。いずれも充当率90%でございます。

以上で歳入の詳細説明を終わります。

続きまして、8ページをお願いいたします。

第2表で、番号法・付番通知対応住基システム改修事業及び新庁舎建設工事監理事業の債務負担行為を設定いたしております。いずれも平成26年度、27年度の2カ年で、限度額の総額は3,105万円でございます。

次の9ページ、第3表におきましては、地方債を定めております。起債の限度額は総額23億780万円でございます。

以上で平成26年度兵庫県太子町一般会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第23 議案第18号 平成26年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

○議長（橋本恭子） 日程第23、議案第18号平成26年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第18号平成26年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

平成26年度国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の総額を33億9,172万8,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、国民健康保険税7億4,222万8,000円、国庫支出金6億9,391万3,000円、療養給付費等交付金1億9,266万1,000円、前期高齢者交付金9億5,582万9,000円、県支出金1億7,360万

1,000円、共同事業交付金3億3,859万5,000円、繰入金2億5,874万8,000円等であります。

歳出の主な内容につきましては、総務費4,757万4,000円、保険給付費23億3,339万5,000円、後期高齢者支援金等4億3,511万1,000円、介護納付金1億7,781万2,000円、共同事業拠出金3億3,859万5,000円、保健事業費2,415万7,000円等であります。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第18号平成26年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

それでは、歳出から説明いたします。

24ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費4,303万3,000円につきましては、職員の人件費や国保事業の運営に必要な物件費等の経費でございます。26年度においては、新たに公金収納の口座振替開始手続をキャッシュカードを決済端末に読み込ませることで即時に実施できるペイジー口座振替受け付けサービスを導入すべく、端末購入費等の初期経費を計上いたしております。

26ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費18億7,267万2,000円は、平成25年3月診療から11月診療までの保険者負担額から年間平均の保険者負担額を求め、この額に医療費及び被保険者の数増減見込みを乗じて算出いたしております。

目2退職被保険者等療養給付費、また一般被保険者及び退職被保険者等に係る療養費及び高額療養費につきましても平成25年度見込みから年間の保険者負担額を算出いたしております。

30ページをお願いいたします。

項4出産育児諸費、目1出産育児一時金2,100万円につきましては、1年間の出生件数を50件と見込み、1件当たり42万円を給付する予定といたしております。

32ページをお願いいたします。

款3後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金4億3,508万円は、現役世代が後期高齢者医療へ支援金として納付する額で、1人当たりの負担見込み額に被保険者数を乗じて支援金を算出いたしております。昨年度と比較し、約900万円の増となっております。

34ページをお願いいたします。

款6介護給付金は1億7,781万2,000円で、我が国全体における平成26年度標準給付費額及び介護予防事業費額の見込み額総額9兆3,031億円のうち29%を第2号被保険者4,264万人が負担するものでございまして、太子町国保分の第2号被保険者見込み数2,866人分に26年度の1人当たりの負担見込み額6万3,300円を乗じたものが平成26年度概算介護給付費納付金となります。

款7共同事業拠出金、目1高額医療費拠出金5,527万5,000円並びに目2保険財政共同安定化事業拠出金2億8,332万円は、共同事業に必要な費用の見込み額に対して、本町分の拠出率等を乗じて算出しております。

款8保健事業費、項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費2,270万1,000円は、平成20年度より医療費適正化の総合的な推進として、40歳から74歳までの被保険者を対象に実施が義務づけられた特定健康診査、特定保健指導に係る経費でございます。

続いて、歳入を説明いたします。

10ページをお願いいたします。

議案第12号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてで御説明しましたとおり、地方税法施行令等の一部改正に伴い、課税限度額の見直し並びに軽減判定所得の算定方法の見直しについて、条例改正案を本議会に上程しているところでございます。この改正による影響額も踏まえ、款1国

民健康保険税、目 1 一般被保険者国民健康保険税のうち医療給付費分現年課税分については 4 億 3,222 万 7,000 円、後期高齢者支援金分現年課税分については 1 億 4,485 万円、介護納付金分現年課税分については 4,975 万 4,000 円を計上いたしております。

目 1 一般被保険者国民健康保険税全体では 6 億 6,483 万 1,000 円で、前年度より 2,200 万 8,000 円の減となっております。

12 ページをお願いいたします。

目 2 退職被保険者等国民健康保険税は、一般被保険者と同様に算出しており、全体で 7,739 万 7,000 円を計上いたしております。前年度より 191 万 9,000 円の増となっております。

14 ページをお願いいたします。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 療養給付費等負担金 5 億 4,732 万 7,000 円及び項 2 国庫補助金、目 1 財政調整交付金の普通調整交付金 1 億 2,257 万 3,000 円は、一般被保険者に係る医療費の増の影響により、前年度よりそれぞれ 2,094 万 4,000 円、378 万 2,000 円の増としております。

16 ページをお願いいたします。

款 5 前期高齢者交付金 9 億 5,582 万 9,000 円につきましては、平成 26 年度の概算交付金の額は前期高齢者の加入率や 1 人平均の前期高齢者給付費額などの実績数値をもとにして算出しており、平成 24 年度の精算分と合わせ、前年度より 6,171 万 9,000 円の増となっております。

款 6 県支出金、項 2 県補助金、目 2 財政調整交付金のうち普通調整交付金 1 億 506 万 3,000 円は、国庫補助金の普通調整交付金と同様の方法により算出いたしております。

18 ページをお願いいたします。

款 7 共同事業交付金、目 1 高額医療費共同事業交付金 5,527 万 5,000 円並びに目 2 保険財政共同安定化事業交付金 2 億 8,332 万円は、歳出の共同事業拠出金と同額を予定いたしております。

款 10 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般

会計繰入金 1 億 7,707 万 2,000 円は、保険基盤安定繰り入れとして保険税軽減分と保険者支援分 1 億 1,002 万 7,000 円、20 ページに移りまして、職員給与費等繰り入れとして総務費の人件費及び物件費相当額 4,278 万 9,000 円、出産育児一時金等繰り入れとして出産育児一時金の 3 分の 2 に当たる 1,400 万円、普通交付税に算入される財政安定化支援事業繰り入れとして 1,025 万 6,000 円を計上いたしております。

項 2 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金 8,167 万 6,000 円は、会計全体の歳入不足額を補填して財源調整するために繰り入れるものでございます。

款 11 繰越金、目 2 その他繰越金は、25 年度決算の剰余金を 26 年度に繰り越すものでございます。25 年度予算までは 1,000 円を計上しておりましたが、昨年度までの決算状況及び財政調整基金の状況を勘案し、26 年度予算では 3,000 万円に増額して計上いたしております。歳入歳出総額は 33 億 9,172 万 8,000 円で、25 年度と比較すると 5,561 万 4,000 円、1.67% の増となっております。

以上で平成 26 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 24 議案第 19 号 平成 26 年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算

○議長（橋本恭子） 日程第 24、議案第 19 号平成 26 年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第 19 号平成 26 年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について説明を申し上げます。

平成 26 年度介護保険特別会計の歳入歳出予

算の総額を19億9,254万8,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、保険料4億2,229万6,000円、国庫支出金3億6,292万8,000円、支払基金交付金5億4,560万円、県支出金2億7,679万1,000円、繰入金3億1,762万7,000円等であります。

歳出につきましては、総務費5,516万5,000円、保険給付費18億6,103万1,000円、介護サービス事業費1,757万4,000円、地域支援事業費5,315万5,000円等を計上しております。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第19号平成26年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

18ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、介護保険事務職員4名分の人件費のほか、老人保健福祉計画・介護保険事業計画改定委託料と事務経費を合わせまして、一般管理費全体で3,621万5,000円計上いたしております。

20ページをお願いいたします。

項2徴収費、目1賦課徴収費については、介護保険料納付書の郵送料など、賦課徴収を行うための費用として231万6,000円計上いたしております。

項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費については、介護認定審査会の開催による委員報酬等を計上し、介護認定審査会費全体で340万2,000円計上いたしております。

目2認定調査費については、認定調査員賃金5名分、22ページに移りまして、主治医意見書作成料等を計上し、認定調査費全体で1,304万7,000円を計上いたしております。

款2保険給付費、項1介護諸費につきましては、目1介護サービス費として17億213万1,000円、目2予防サービス費として9,510万7,000円、目3高額介護サービス費として2,567万1,000円、24ページに移りまして、目4特定入所者サービス費として3,669万2,000円、目5審査支払手数料として143万円を計上し、介護諸費全体で平成25年度当初予算比5.6%増の18億6,103万1,000円計上いたしております。

款3介護サービス事業費、項1介護サービス事業費、目1介護サービス事業費については、要支援と認定された方のケアプランを作成、管理する職員1名分の人件費のほかケアプラン作成委託料などを計上し、介護サービス事業費全体で1,757万4,000円を計上いたしております。

26ページをお願いいたします。

款4地域支援事業費、項1介護予防事業費、目1介護予防事業費については、要支援または要介護となるおそれのある方を発見することを目的とした生活機能評価事業の委託料と、その方々を対象とした介護予防事業の委託料等を計上し、介護予防事業費全体で2,035万3,000円計上いたしております。

項2包括的支援事業費、目1包括的支援事業費につきましては、地域包括支援センター職員4名分の人件費、28ページに移りまして、成年後見制度精神鑑定委託料、安心見守りコール事業委託料等を計上し、包括的支援事業費全体で3,280万2,000円を計上いたしております。

次に、歳入について説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1介護保険料については、現年度分として特別徴収対象者6,953名分3億9,744万7,000円、普通徴収対象者588名分2,454万9,000円、介護保険料全体で4億2,229万6,000円計上いたしております。

款2介護サービス事業収入、項1介護サービス事業収入、目1介護サービス事業収入に

については、兵庫県国民健康保険団体連合会から介護予防サービスプラン作成料として963万4,000円計上いたしております。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金については、保険給付費に定率の負担割合を乗じた3億3,706万8,000円を計上いたしております。

項2国庫補助金、目1調整交付金についても同様に、補助割合を乗じた781万6,000円計上いたしております。

12ページをお願いいたします。

目2地域支援事業交付金については、介護保険事業計画における保険給付費の推計額から審査支払手数料を除いた額に3.0%を上限として定率の負担割合を乗じた1,804万4,000円を計上いたしております。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金については、保険給付費に定率の負担割合を乗じた5億3,969万8,000円計上いたしております。

目2地域支援事業費交付金については、歳出の款4地域支援事業費、項1介護予防事業費の額に定率の負担割合を乗じた590万2,000円を計上いたしております。

款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金については、保険給付費に定率の負担割合を乗じた2億6,776万4,000円を計上いたしております。

項2県補助金、目1地域支援事業交付金については、介護保険事業計画における保険給付費の推計額から審査支払手数料を除いた額に3.0%を上限として定率の負担割合を乗じた902万2,000円を計上いたしております。

14ページをお願いいたします。

項3委託金、目1総務費委託金については、40歳から64歳までの医療保険未加入者の介護認定審査を兵庫県から委託を受けた際の委託料として5,000円計上いたしております。

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金については、保険給付事業繰入金として、保険給付費、介護予防事業費及び包

括的支援事業費に定率の負担割合を乗じた部分の繰り入れとして2億4,165万9,000円、職員給与費及び事務費等の繰り入れとして6,056万3,000円、合計3億222万2,000円、介護サービス事業繰入金として794万円計上し、合わせて合計3億1,016万2,000円計上いたしております。

項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金については、介護保険料が定率の負担割合に満たない不足分を過年度に積み立てた基金から介護給付費等への繰入分として746万5,000円計上いたしております。

16ページをお願いいたします。

款11町債、項1財政安定化基金貸付金、目1財政安定化基金貸付金については、介護給付費準備基金の不足額を県財政安定化基金より借り受けるもので、5,764万8,000円計上いたしております。

以上で議案第19号平成26年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算についての詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第25 議案第20号 平成26年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（橋本恭子） 日程第25、議案第20号平成26年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第20号平成26年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

平成26年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算の総額を3億3,503万9,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、保険料2億5,998万8,000円、繰入金6,744万8,000円等であります。

歳出につきましては、総務費1,150万8,000円、後期高齢者医療広域連合納付金3億2,303万1,000円等を計上しております。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第20号平成26年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

11ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、後期高齢者医療事務職員1名分の人件費、被保険者証郵送料等の事務経費で、合わせて978万2,000円を計上いたしております。

項2徴収費、目1賦課徴収費は、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る事務的経費で、保険料決定通知書等の郵送料や死亡等に伴う過誤納付還付金など、合わせて172万6,000円を計上いたしております。

13ページをお願いいたします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金は、3億2,303万1,000円を計上いたしております。後期高齢者医療広域連合保険料納付金は、歳入で計上している後期高齢者医療保険料を広域連合に納めるための費用で、2億5,998万8,000円を計上いたしております。また、過年度分の後期高齢者医療広域連合保険料納付金として700万円を計上いたしております。後期高齢者医療広域連合分賦金は、広域連合が事業運営を行うために県内の市町が納める費用で、916万4,000円を計上いたしております。保険基盤安定繰入金納付金は、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填するために、一般会計から繰り入れた後に広域連合に納付するものでございます。4,677万9,000円を計上いたしております。後期高齢者医療広域連

合延滞金納付金は、広域連合に納付する延滞金を延滞金納付金として10万円を計上いたしております。

次に、歳入について説明いたします。

7ページをお願いいたします。

款1保険料、目1後期高齢者医療保険料は、特別徴収分1億8,129万2,000円、普通徴収分7,819万6,000円、滞納繰越分50万円、全体で2億5,998万8,000円を計上いたしております。平成26年度、27年度の保険料率改定に伴い、約3,100万円の増といたしております。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料は、後期高齢者医療保険料の督促手数料として1,000円計上いたしております。

款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金と合わせて6,744万8,000円を計上いたしております。

款4繰越金、目1繰越金は、前年度の保険料納付金として700万円を計上いたしております。

9ページをお願いいたします。

款5諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、目1延滞金は、後期高齢者医療保険料の延滞金として10万円を計上いたしております。

項2町預金利子、目1町預金利子は、金融機関預金利子として1,000円を計上いたしております。

項3雑入、目1雑入は、広域連合からの過年度分の保険料負担金の還付金50万円及び過納となった保険料を翌年度に還付する場合を見込んで1,000円を計上いたしております。

以上で議案第20号平成26年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第 2 6 議案第 2 1 号 平成 2 6 年  
度兵庫県太子町墓園事業特  
別会計予算

○議長（橋本恭子） 日程第26、議案第21号  
平成26年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予  
算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第21号平成26年度  
兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について  
説明を申し上げます。

平成26年度墓園事業特別会計の歳入歳出予  
算の総額を1,262万2,000円と定めるものであ  
ります。

歳入の内容としましては、使用料及び手数  
料1,187万8,000円等であります。

また、歳出につきましては、墓園事業費  
1,262万2,000円を計上しております。

詳細につきましては副町長より説明を申し  
上げますので、よろしく御審議を賜り、原案  
のとおり御議決いただきますようお願い申し  
上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程しました  
議案第21号平成26年度兵庫県太子町墓園事業  
特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

まず、11ページ、歳出から説明をさせてい  
ただきます。

款 1 墓園事業費でございますが、目 1 一般  
管理費につきましては、使用者管理に係る費  
用でございます。内訳につきましては、募集  
などによる経費として15万2,000円、返還還  
付金として400万円、一般会計への繰入金と  
して145万円の計上でございます。

目 2 墓園管理費は、墓園の維持管理に係る  
費用でございます。節13委託料のうち清掃業  
務委託については、シルバー人材センターを  
予定しております。植木維持管理委託でござ  
いますが、薬剤の防除、生け垣の剪定などで  
ございます。車止めの開閉業務委託について  
は、地元自治会をお願いしております。委託

料としましては、646万1,000円の計上ござ  
います。

次に、7ページ、歳入を説明させていただきます。

款 1 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1  
墓園使用料につきましては、墓園永代使用料  
10基分としまして560万円の計上をいたして  
おります。

項 2 手数料、目 1 墓園手数料につきましては  
は、年間管理料917基分としまして627万  
8,000円を計上いたしております。

また、款 3 繰入金でございますが、墓園管  
理費の歳入不足分を一般会計繰入金としまし  
て74万1,000円計上いたしております。平成  
26年度は歳入歳出予算の総額を1,262万  
2,000円の予算としております。

以上で平成26年度兵庫県太子町墓園事業特  
別会計予算についての詳細説明を終わらせて  
いただきます。どうぞよろしくお願いいたし  
ます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わ  
りました。

~~~~~

日程第 2 7 議案第 2 2 号 平成 2 6 年
度兵庫県太子町下水道事業
特別会計予算

○議長（橋本恭子） 日程第27、議案第22号
平成26年度兵庫県太子町下水道事業特別会計
予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第22号平成26年度
兵庫県太子町下水道事業特別会計予算につい
て説明を申し上げます。

平成26年度下水道事業特別会計予算の歳入
歳出予算の総額を17億7,428万7,000円と定め
るものであります。

歳入の主な内容としましては、分担金及び
負担金800万円、使用料及び手数料 5 億
1,753万1,000円、繰入金10億5,220万
5,000円、町債 1 億9,540万円等であります。

歳出につきましては、下水道費 5 億

7,718万9,000円、公債費11億9,609万8,000円を計上しております。

次に、地方債を3事業設定しております。

詳細につきましては経済建設部長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） ただいま上げされました議案第22号平成26年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明を申し上げます。

15ページをお願いします。

款1下水道費、目1一般管理費、節11需用費の修繕料につきましては、マンホールふたや公共ます等の修繕費用で、前年度比6万3,000円、3%の増でございます。節13委託料につきましては、マンホールポンプ15カ所の年間の点検監視委託と他の委託業務と合わせて657万6,000円でございます。前年度比123万1,000円、15.7%の減でございます。節15工事請負費につきましては、下水道施設の維持補修工事費で、前年度比30万円、30%の減でございます。

17ページをお願いします。

節19負担金・補助及び交付金のうち揖保川流域下水道維持管理負担金につきましては、汚水の終末処理を行う揖保川浄化センターへの負担金でございます。処理水量の増加と揖保川浄化センターの電気代等の維持管理費の増加により、前年度比3,516万5,000円、15.4%の増でございます。揖保川流域下水道建設負担金につきましては、揖保川浄化センター等の改築工事の負担金で、前年度比1,418万9,000円、70.6%の増でございます。また、兵庫西流域下水汚泥処理委託事業負担金は、これまでの建設改良費等の元利償還金で、3件を合わせまして1,452万5,000円でございます。前年度比96万8,000円、6.2%の減でございます。

目2公共下水道事業費、節13委託料のうち下水道台帳更新委託料につきましては、前年度施工の下水道管等の移動を地図データに反映させる業務を委託するものでございます。また、雨水1.1号幹線外測量委託料につきましては、雨水1.1号幹線ほかの改良を検討するための測量を委託するもので、合わせて372万7,000円でございます。

19ページをお願いします。

節15工事請負費につきましては、面整備工事で公共ますが設置できなかったところのます設置工事費及び下水道管布設工事費で、前年度と同額でございます。節19負担金・補助及び交付金のうち汚水長松幹線管渠築造工事負担金につきましては、二級河川大津茂川の東側地区の汚水を姫路市側に流すための工事負担金でございます。また、雨水貯留槽設置補助金につきましては、兵庫県総合治水条例に示されている雨水対策の一環である雨水貯留について当町として新規で取り組むもので、雨水貯留槽と附属品の購入費用及び設置費用の2分の1または1件当たり上限3万円を補助するもので、新たに30万円を計上しております。

目3合併処理浄化槽整備費は、浄化槽と比較して下水道管布設工事が不経済や地形上施工が困難な場合に限り実施するものであり、1基の合併処理浄化槽設置工事費及び5世帯の定期点検、清掃委託料で、前年度比7万円、5.1%の増でございます。

目4前処理場管理費、節11需用費につきましては、薬品費、電気料及び機械・電気施設等の修繕料など合わせて1,065万7,000円で、前年度比35万8,000円、3.2%の減でございます。節13委託料のうち前処理場生污泥搬送実施設計及び事業認可変更委託料につきましては、生污泥搬送を行うために必要な前処理場施設の増改築等を行うための実施設計費用及び事業認可の変更を行うための費用を新たに計上し、前処理場運転管理業務委託と他の委託業務と合わせて6,998万4,000円で、前年度比2,504万1,000円、55.7%の増でございます。

す。

21ページをお願いします。

節19負担金・補助及び交付金のうち揖保川流域下水道維持管理負担金につきましては、皮革汚水の終末処理を行う揖保川浄化センターへの負担金でございます。揖保川浄化センターの電気代等の維持管理経費の増加により、前年度比83万5,000円、11.5%の増でございます。揖保川流域下水道建設負担金につきましては、揖保川浄化センター等の改築工事の負担金で、前年度比144万7,000円、70.6%の増でございます。また、兵庫西流域下水汚泥処理委託事業負担金は、これまでの建設改良費等の元利償還金で、汚泥焼却負担金を合わせまして872万2,000円で、前年度比10万9,000円、1.2%の増でございます。

以上で歳出の詳細説明を終わります。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

9ページをお願いいたします。

款1分担金及び負担金、目1下水道費負担金につきましては、前年度と同額でございます。

款2使用料及び手数料、目1下水道使用料のうち一般汚水につきましては、使用水量の微増と消費税率改定分を見込み、前年度比1,742万円、3.6%の増でございます。また、前処理場使用料につきましては、使用水量の微減を見込み、単価改正分の増と合わせまして、前年度比14万5,000円、1.1%の増でございます。

項2手数料、目1下水道手数料のうち公認業者更新手数料及び責任技術者更新手数料につきましては、大量の更新予定があるため、合わせて301万1,000円とし、前年度比266万円、757.8%の増でございます。

11ページをお願いします。

款3国庫支出金につきましては、歳出で説明しました雨水貯留槽設置補助金に係る補助金で、補助率は2分の1でございます。

款4繰入金につきましては、下水道事業費分として、前年度比3,017万3,000円、3.2%増の9億5,217万2,000円でございます。ま

た、前処理場事業分として、前年度比2,444万6,000円、32.3%増の1億3万3,000円でございます。合わせて10億5,220万5,000円でございます。

款7町債につきましては、下水道事業分として公共下水道事業債、流域下水道事業債、資本費平準化債で1億9,200万円の発行を予定しております。前年度比600万円、3.0%の減でございます。また、前処理場事業分として、流域下水道事業債で340万円の発行を予定しております。前年度比100万円の減でございます。合わせて1億9,540万円でございます。

最後に、4ページをお願いします。

第2表地方債でございますが、町債の発行予定額を限度額としてそれぞれ設定しております。

以上で平成26年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第28 議案第23号 平成26年度兵庫県太子町水道事業会計予算

○議長（橋本恭子） 日程第28、議案第23号平成26年度兵庫県太子町水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第23号平成26年度兵庫県太子町水道事業会計予算について説明を申し上げます。

平成26年度水道事業会計におきます第3条の収益的収入は5億4,659万8,000円とし、営業収益は4億3,861万6,000円を見込んでおります。

一方、収益的支出における事業費用については6億3,166万1,000円とし、支出の大半を占めます営業費用は4億9,773万4,000円を見込んでおります。

次に、第4条予算の資本的支出につきましては、建設改良費1億980万5,000円、企業債償還金4,239万1,000円、投資有価証券購入費3億円であり、支出総額4億5,219万6,000円を予定しております。その財源として、資本的収入において工事負担金10万円、投資有価証券償還受入金3億円を予定しております。また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,209万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

詳細につきましては経済建設部長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） ただいま上程されました議案第23号平成26年度兵庫県太子町水道事業会計予算の詳細説明を申し上げます。

予算書1ページ、第2条業務の予定量でございますが、2、給水戸数以下ごらんのとおり中期経営計画に基づく数量を予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額、第4条資本的収入及び支出の予定額につきましては、20ページ以降の予算内訳明細で説明をさせていただきます。

第5条では債務負担行為とすることができる事項を2事業定めております。いずれも平成26年度から27年度までの2カ年事業で、限度額合計で2,050万円でございます。

第6条では一時借入金の限度額は1億円と定め、第7条では議会の議決を経なければ流用することができない経費としまして、1、職員給与費1億7,451万円を計上しております。会計基準の変更によりまして、従来にはなかった退職給付費、賞与引当金、法定福利費引当金で1億740万6,000円を計上しているため、平成25年度予算に比べて大幅な増加となっております。

また、第8条では他会計からの補助金としまして一般会計からの補助を受ける金額500万円ですが、内容としましては児童手当等でございます。

第9条はたな卸資産購入限度額を300万円と定めるものでございます。

次に、3ページ、収益的収入及び支出、4ページ、資本的収入及び支出の実施計画につきましては、後ほど20ページ以降の説明をさせていただきます。

5ページの予定キャッシュ・フロー計算書は新会計基準により新たに作成が義務づけられましたもので、従来の資金計画書にかわるものでございます。業務活動によるもの、投資活動によるもの、財務活動によるものの3つに分類して表記しております。本年度の予算に基づく執行がなされた場合の資金の推移をあらわしております。

6ページから10ページにつきましては給与費の明細書でございますが、職員8名の人件費の支給内容等でございます。今年度は人件費の全てを3条予算で計上しております。会計制度の改正によりまして大幅な増加となっており、従来は法定福利費に計上しておりました退職手当組合への負担金は、6ページ、下の表、手当の内訳中の退職給付費に計上しております。

11ページの債務負担行為に関する調書につきましては、予算の第5条で定めております2事業についての調書でございます。

12ページから14ページは平成26年度の予定貸借対照表でございます。新会計基準に基づくものでございますので、主な変更点を申し上げます。

18ページと19ページに平成25年度の予定貸借対照表をつけておりますので、対比させてごらんいただきたいと思います。

まず、資産の部では、1固定資産の(3)投資その他の資産としまして、従来は流動資産に計上しておりました有価証券を投資有価証券と改めまして計上しております。

次に、2流動資産として、以前から未収金

を計上しておりましたが、今年度からは貸倒引当金を控除する形で計上しております。

負債の部では、従来借入資本金にございました企業債が新会計基準では負債に計上することになりました。翌年度に支払うべき金額を流動負債に、それ以降に支払う額は固定負債に計上されております。固定負債の(2)、引当金に退職給付引当金を計上しております。水道事業に携わっている職員全員が平成26年度末に退職した場合の引当金でございます。平成27年度期首の引当金額となります。流動負債の(4)、引当金につきましては、平成27年度の夏期手当に係る平成26年12月から平成27年3月までの4カ月分は平成26年度に発生した負債であるという新会計基準により引当金計上したもので、ロの法定福利費引当金はイの賞与引当金に付随します共済費分でございます。負債の部に新たに設けました5繰延収益、(1)長期前受金は従来の制度では資本の部の資本剰余金、いわゆる工事負担金や国庫補助金といった特定財源が蓄積された形で貸借対照表が作成されておりました。新会計基準におきましては、資産とその財源をひもづけし、資産の減価償却にあわせて財源のほうも減価償却することになりました。該当する資産が除却により既に資産計上されていないものや減価償却を行わない土地の資産取得時の財源につきましては、そのまま資本剰余金に残ることになります。現在の減価償却すべき額を長期前受金にまず計上し、財源の減価償却累計額を控除した残額が長期前受金の額になります。控除した減価償却累計額は収益化して、資本の部に当年度未処分利益剰余金の中に計上しております。

15ページと16ページには新会計基準に基づく注記を列挙したものです。

17ページから19ページは平成25年度の予定損益計算書と貸借対照表でございます。従来の会計基準に基づきまして作成しております。

続きまして、予算内訳明細に入らせていただきます。

20ページ、収益的収入の部でございますが、主なものを説明申し上げます。

収益の大部分をなす目1給水収益、節1水道使用料は、前年の実績、消費税率の改正等を勘案し、4億280万1,000円を見込み、有収水量では357万6,000立方メートルを見込んでおります。

目3その他の営業収益、節3他会計負担金は、消火栓維持管理等負担金として200万円、下水道使用料徴収事務費として2,253万1,000円の合計2,453万1,000円でございます。

21ページ、(項)営業外収益、目1受取利息及び配当金では定期預金利息として、市場公募公債配当金として588万6,000円を見込んでおります。

また、目2補助金では、一般会計からの補助金500万円を計上しております。

次に、22ページ、収益的支出の部でございます。

目1原浄水費は、浄水場で水道水をつくることに要する経費でございます。節7光熱水費では、老原浄水場等の下水道使用料818万円を計上しており、節9委託料では水源地施設の休日及び夜間の運転管理業務の委託経費など、合わせて1,437万2,000円を計上しております。節13動力費は、浄水場、各水源地、中継ポンプ場の電気代で4,200万円を計上しております。

23ページ、節16受水費でございますが、兵庫県企業庁から年間51万1,000立方メートルを受水し、年間を通して安定供給に努めてまいります。経費としまして7,630万円を計上しています。

次に、目2配水費でございますが、この科目は配水管等配水施設の維持管理に関する経費で、合計1,310万1,000円を計上しております。

目3給水費につきましては、給水サービスに要する経費でございます。節8委託料において、水道メーター検針の委託、検査満了メーターの交換経費などとして1,396万8,000円

を計上しております。昨年度より406万1,000円増額となっておりますが、昨年度のメーター交換数997個に対しまして、本年度は2,596個を予定していることによるものでございます。

24ページ、目4総係費は、全体の事務的な経費を計上しており、合計3,222万4,000円を計上しております。

目5減価償却費は、規定の計算方法により積算しており、1億9,620万8,000円の計上となっております。

25ページ、目7退職給付費から目10貸倒引当金繰入額は、新会計基準に基づく予算となります。退職手当組合への負担金は、総係費の法定福利費から退職給付費へ移行させております。その他営業費用の材料売却原価では、量水器購入として、期間満了となりました交換用の量水器及び新規設置用の合計2,700個を予定しており、昨年度よりメーターの交換数が大幅に増えることから1,159万4,000円を見込んでおります。

26ページ、(項)営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費、節1企業債利息は、財務省財政融資資金の12件、地方公共団体金融機構の21件分の借入利息として2,056万8,000円を予定しております。

(項)特別損失、目2その他特別損失には、新会計基準による退職給付費、手当等、法定福利費、貸倒引当金繰入額を計上しております。平成25年度において既に発生している経費でございます。

次に、27ページ、資本的収入の部でございます。

目1工事負担金として、給水工事負担金10万円を予定しております。

次に、資本的支出の部でございます。

目1配水施設改良費、節1委託料については、老原水源地水源調査業務委託と福地地内外老朽管更新工事補助申請資料作成業務委託の経費を、また節2工事請負費には福地地内外老朽管更新工事費を計上しております。ダクタイル鋳鉄管による口径400ミリメート

ル、延長150メートルの送水管工事を予定しております。

28ページ、目1企業債償還金については、財務省財政融資資金11件、地方公共団体金融機構21件であり、合計4,239万1,000円を予定しております。この償還金により平成26年度末の企業債現在高は、29ページにありますように8億9,893万3,000円となる見込みでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第29 請願第5号 TPP交渉からの撤退を要求する請願

○議長（橋本恭子） 日程第29、請願第5号TPP交渉からの撤退を要求する請願を議題とします。

上程中の請願については、所管の経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の請願に対する委員会の審査報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長中薮清志議員。

○中薮清志議員 請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

審査した事件。受理番号、請願第5号。付託年月日、平成25年9月20日。件名、TPP交渉からの撤退を要求する請願。審査結果、不採択とすべきもの。

審査年月日。平成25年10月8日火曜日午前10時から午後12時12分、平成25年11月6日水曜日午前10時から午前11時52分、平成25年12月13日金曜日午前10時から午前11時2分、平成26年1月14日火曜日午前10時1分から午前11時48分、平成26年2月10日月曜日午前10時から午前11時58分。

審査経過及び結果。

審査経過。紹介議員の平田議員に出席を求め、請願の趣旨について説明を受け、質疑応

答を行った。農業のみならず、林業、漁業、医療制度、保険や工業製品に対する貿易障壁に関する対応基準ができていない中で、ただ政府は国益を守るというだけで、国民に対し中身を知らせないままＴＰＰ交渉が進んでいることから、ＴＰＰ交渉からの撤退を要求する請願を提出したと説明を受けた。

新聞社による世論調査で６から７割の国民がＴＰＰ参加を評価すると言っている。このことに対しての考え方はとの質疑に対し、大企業中心のデータを分析したもの、海外から安いものが入ってきて生活が楽になる、大企業、マスコミ中心の考え方から賛成していると聞いているとの説明を受けた。

委員会として数回にわたり検討し、国の動向を見るために継続審査としてきたが、既にＴＰＰ交渉に参加し、交渉中であり、国も国益を守るための協議を行っているので不採択とした。

２、審査結果は、賛成少数で不採択とすべきものと決した。

○議長（橋本恭子） 以上で経済建設常任委員会委員長中薮清志議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑ありませんか。

服部千秋議員。

○服部千秋議員 委員会の審査の中でＴＰＰと食の安全・安心についてはどういう議論がなされましたか。

○議長（橋本恭子） 中薮委員長。

○中薮清志議員 特に、その細かい要項に対しての審査というものは行っておりません。

以上です。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 細かい審査と言われてるんですが、この食の安全・安心というのは非常に大きなテーマの中の一つだと私は考えております。

それで、委員会として数回にわたり検討をしというふうに報告書に書いてありますの

で、どのようなことを委員会は検討されたんでしょうか。具体的にお話をいただければ。検討でなくて、国の様子を見るために、まあ少しずつ様子を見ようか、見ようかというふうに延ばしていかれて、現状こういふことであるので、結論をそろそろどちらか出さなきゃいけないので出されたというような状況でしようか。

○議長（橋本恭子） 中薮清志委員長。

○中薮清志議員 おっしゃられるとおり、ここでの、済みません、検討というのは、継続審査を行うか、また結論を出すかという上での検討ということとなっております。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

平田議員。

○平田孝義議員 2013年の、昨年、10月、当経済建設委員会においてＴＰＰ交渉、この撤退要求する請願、私平田が紹介議員として、当委員会からこの請願の趣旨をとということで出席を求められ、説明をしております。

そこで、先ほど服部議員のほうから質問、質疑があったようなことで、私もこのことについて質疑したかったんですけど、内容がちょっと似たようなもんなんですけど、この不採択の内容の中に、既にＴＰＰ交渉に参加し、交渉中であるから、国の国益を守るために協議を行ったと、それによって不採択されたということを今委員長のほうから報告ございました。当時、５カ月間、この間５カ月間期間があったわけなんです。このＴＰＰ問題はいろいろな問題がありまして、途中中断しておりました。このたび、22日ですか、今月の、シンガポールのほうでＴＰＰ交渉が閣議ですか、会合によって行われてるということで、その間の本当言うたら審査をどうされたかということをお聞きしたいんです、委員長に。もう全くされなかったということですか。もし、それでされてなかったら結構です。僕の質問は回答しなくてもいいですけど、何かされてるようでしたら、そのこ

とをちょっと教えていただきたいんです。

○議長（橋本恭子） 中蔵清志委員長。

○中蔵清志議員 こちらの既に書いてあるとおりと、先ほど説明させていただいたとおりなんですけれども、当初から委員協議の中でも不採択との声もありましたが、国の動向を見るために継続という形をとってきました。しかし、国も国益を守るために他国との協議を進めているということから、この請願を不採択という形にしたということでございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、質疑を終わりたいと思います。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 不採択されたことに対して討論いたします。

先ほど言いましたように、今月22日からシンガポールにおいてTPP交渉の閣僚会合が行われております。そのTPP問題は私たち国民にとって大切な問題であります。確かに国益を守るということは、これは当たり前のことで、ただその内容の中で、私たち、太子町において、食料の安定供給は確かにこれも必要であります。そこで、考えていかななくてはならないことは食の安全、添加物ですか、それとまた農薬、遺伝子組み換えなどの食料が入ってくると。また、そういったTSEですか、こういったものも本当に保障ができないということで私はこの説明もしたはずで。さらに、食料自給率も39%から13%まで低下されるおそれが指摘されております。こういうことは日本にとって本当に重大な問題を含んでおります。今現在、会合では私的財

産に対する重要な問題も取り上げられております。今のところ暗礁に乗り上げたという情報も入っております。国民に本当に情報が知られない中で、秘密の裏にTPP交渉が解決するというんか、完結するというんか、そういったことに向けて議論されておりますが、この万が一TPP交渉が完結すれば、食の安全が大きく脅かされます。また、このことに対し、事前にアメリカ通商代表部から、かつてはかんきつ類の輸入のためにイマザリルという添加物、またOPP、またTPZですか、この3種類の農薬を無理やり食品添加物にして認めさせて、TPP交渉を前に日本で別々に行っていると。農薬と食品添加物の安全性の評価の一本化、簡素化を要求しております。このようなTPP交渉は撤退すべきと私は思いますので、このTPP交渉からの撤退を要求する請願書を提出していただく、採択されたいことで私は討論とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで討論を終わります。

これから請願第5号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。この請願を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手少数）

○議長（橋本恭子） 挙手少数です。したがって、請願第5号は不採択とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

2月26日から3月3日まで議案調査等のため休会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。
したがって、2月26日から3月3日まで本会
議を休会することに決定しました。

次の本会議は3月4日午前10時から再開し

ます。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

（散会 午後3時18分）